

令和2年度

**障害福祉サービス事業者集団指導資料
(障害児関係)**

資料2 / 2

**京都府健康福祉部
障害者支援課**

目 次

- | | | |
|---|--------------------------------------|-----|
| 1 | 令和2年度指定障害児通所支援事業者等の指導監査について | 資料1 |
| 2 | 基準条例等について（平成31年4月改正事項） | 資料2 |
| 3 | 厚生労働省障害保健福祉関係主管課長会議資料（令和2年3月）について | 資料3 |
| 4 | 運営上の留意事項について | 資料4 |
| | （1）実地指導の指摘事項 | |
| | （2）児童発達支援管理責任者の実務要件 | |
| | （3）児童指導員について | |
| | （4）通所関係 主な職員体制加算・主な減算 | |
| | （5）報酬区分の導入について | |
| | （6）最近の国からの関係通知について | |
| 5 | 新型コロナウイルスへの対応に伴う人員・運営基準及び報酬請求の特例について | 資料5 |
| | （1）厚生労働省からの関係通知 | |
| | （2）代替サービスについて | |
| | （3）特別支援学校の臨時休業に伴う放課後等デイサービス支援事業 | |
| 6 | 放課後等デイサービスの質の向上について | 資料6 |
| | （1）放課後等デイサービスに対する今後の対応について | |
| | （2）放課後等デイサービス、児童発達支援のガイドライン（概要） | |
| | （3）自己評価結果等未公表減算 | |
| 7 | 変更届等様式について | 資料7 |
| | （1）変更届等の取扱いについて | |
| | （2）障害児（通所・入所）給付費算定に係る届出書 | |
| | （3）指定更新について | |

令和 2 年度指定障害児通所支援事業者等の指導監査について

要 旨

- ・ 障害児関係については、平成 24 年に児童福祉法の大規模な改正があり、現在の枠組みとなっているが、国の運営基準・府の条例に沿って適正な事業運営や給付を行うという点は、障害福祉サービス事業と大枠は同様
- ・ 指導監査の「1 基本方針」について
 - ①法令が遵守されているか、②適正な給付がされているか ③利用者本位のサービス提供がなされているかの 3 点を、重視すべき観点としている。事業を進めていただく上で、当然実施していただくべきことである。
- ・ 指導の形態については、年 1 回の「集団指導」、個別の事業所、施設に出向いて行う「実地指導」の 2 つになる。
- ・ 実施頻度は 3 年に 1 回を目安として実施。また、障害福祉サービス同様、新規指定又は既存事業拡大の計画を有する事業者へも原則、実地指導を行うこととしている。
- ・ 実地指導の重点事項について、昨年度からの変更点はなし。
主に、①法令遵守事項、②報酬請求事項、③サービス提供事項の 3 点
- ・ 「障害児虐待」については、虐待が疑われる事案がある場合は、事前に通告することなく、実地指導を行う場合もある。
- ・ 今般の新型コロナウイルス感染症への対応と各特例への適用 について、本年度追加
- ・ 虐待を発見された場合、事業者には通告義務がある。児童福祉法や障害者虐待防止法に従い、速やかに通告を行っていただきたい。
- ・ 「監査」は通報や苦情、相談等から指定基準違反が疑われる場合に行うもので、実地指導中に著しく不正不当な点が確認された場合も監査に切り替えて実施する場合がある。昨年度は、放課後等デイサービスにおいて、2 件の指定取消、1 件の効力停止の行政処分をおこなった。利用児にも影響があり、適正な運営を厳にお願いする。
- ・ 「指導・監査後の処理」について、指導の結果については、現場での口頭指導を原則としつつ、基準違反に対しては、文書指摘のほか、改善勧告、業務改善命令の方法により、違反の内容や程度に応じて、改善指導を行う。
- ・ 実地指導において、報酬算定誤りが確認された場合は、指導前 5 年間に遡り、同様の算定誤りがないか自主点検し、過誤調整等の方法により返還処理を行う。

令和2年度指定障害児通所支援事業者等の指導監査方針について

_____ 部分修正・追加

1 基本方針

児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する障害児通所支援又は障害児入所支援（以下「障害児通所支援等」という。）の実施に当たり、同法及び関連法令の規定に基づき、①法令が遵守されているか、②適正な給付がなされているか、③利用者本位のサービス提供がなされているか等の観点から、障害児通所支援等を行う事業者に対して指導・監査を行うこととする。

2 根拠法令等

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）
- (2) 指定障害児通所支援等事業者等指導要綱（平成28年4月20日施行）
- (3) 指定障害児通所支援等事業者等監査要綱（平成27年5月25日施行）

3 対象施設及び事業所

- (1) 指定障害児入所施設（指定医療機関除く。）
- (2) 指定障害児通所支援事業者が開設する事業所

4 指導の形態

(1) 集団指導

指定障害児入所施設設置者及び指定障害児通所支援事業者（以下「指定障害児通所支援事業者等」という。）を一定の場所に集めて、障害児通所支援又は障害児入所支援の取扱い、障害児通所給付費又は障害児入所給付費に係る費用の請求の内容、制度改正内容等について講習等の方式により行う。

(2) 実地指導

指定障害児通所支援事業所等及び指定障害児入所施設（以下「事業所等」という。）において、関係書類等を閲覧し、関係者との面談方式等により行う。

5 集団指導

指定障害児通所支援事業者等を対象に年1回実施する。

6 実地指導

(1) 対象選定方法

対象事業所の選定に当たっては、京都市を除く府内市町村に所在地がある事業所等を対象に、3年に1回を目安として、「(4) 指導の重点事項」に基づき選定する。ただし、京都介護・福祉サービス第三者評価等支援機構による第三者評価を定期的に受診している事業所等については6年に1回を目安とする。

また、新規指定及び既存事業拡大の計画を有する事業者等が開設する事業所等についても、原則として実地指導の対象とする。

(2) 指導体制

2名以上の職員により行うこととし、うち1名は原則として主任以上の職にある者を充てる。

(3) 指導日数

- ・ 指定障害児入所施設:原則1日
- ・ 指定障害児通所支援事業所 :原則半日
(ただし、施設併設の場合は1日もあり得る。)

(4) 指導の重点事項

① 法令遵守事項

○ 人員、設備及び運営の状況

- ・ 必要なサービス提供人員の配置状況
- ・ サービス内容及び手続の説明並びに契約の状況
- ・ 利用者等に求めることができる金銭の範囲
- ・ 個別支援計画の作成の状況
- ・ 非常災害対策、感染症等対策の状況
防火、防災（水害・土砂等）及び防犯対策（防災・避難計画の策定、避難訓練等の実施及び具体的なマニュアルの策定）の徹底
- ・ 苦情解決体制の整備状況
- ・ 事故発生時の対応状況（行政への報告の徹底）
- ・ 個人情報の適切な取扱い 等

○ 業務管理体制

- ・ 届出の周知徹底及び一般検査の実施

○ その他

- ・ 一般の新型コロナウイルス感染症への対応と各特例への適用 等

② 報酬等請求事項

- 障害児入所給付費及び障害児通所給付費（以下「障害児支援給付費」という。）の算定等

③ サービス提供事項

- 個別支援計画に基づくサービスの提供の推進
- 障害児虐待及び身体拘束についての認識の普及
- 障害児虐待防止及び身体拘束禁止に関する制度理解の推進
- 障害児虐待防止及び身体拘束禁止に向けた事業所等の積極的な取り組みの推進

7 監 査

(1) 監査の実施

通報、苦情又は相談等に基づく情報、市町村又は一般相談支援事業所、児童計画相談支援事業所等へ寄せられる苦情、障害児給付費の請求データ等の分析から特異傾向の発覚、実地

指導で確認した指定基準違反等がある場合などは、速やかに監査を行う。

なお、実地指導中に、明らかに不正又は著しい不当等が疑われる場合も監査を行うことがある。

(2) 監査体制

2名以上の職員により行うこととし、うち1名は原則として主任以上の職にある者を充てる。

8 指導・監査後の処理

ア 文書指摘

実地指導においては、その結果を口頭により指摘することを原則とするが、法令基準違反の事実があり改善を要すると認められる事項については、当該指定障害児支援等事業者等に対し文書指摘として書面で通知し、1箇月以内に改善報告書の提出を求める。

イ 自主点検及び自主返還指示

実地指導において障害児通所支援等の内容、障害児支援給付費の算定又はその請求に関し不当な事実を確認したときは、当該指定障害児通所支援事業者等に対し、当該指摘事項に関し、指導前5年間に遡って自主点検を行わせ、その結果を報告させるものとし、障害児給付費の返還の必要がある場合は自主返還の指示を行うとともに、関係市町村に通知する。

ウ 勧告

指導・監査の結果、法令基準違反の事実が確認され、当該違反の規模、期間、内容、改善の可能性等を勘案して上記アの文書指摘等以上に強い指導を行う必要があると認められる場合は、当該指定障害児通所支援事業者等に対し期限を定めて当該基準を遵守するよう勧告し、当該勧告に係る改善措置の履行状況について報告を求める。

エ 業務改善命令

上記ウの勧告を受けた指定障害児通所支援事業者等が、正当な理由なくその勧告に係る改善措置をとらなかった場合であって、当該勧告に係る基準違反の規模、期間、内容等を勘案し必要があると認められる場合には、当該指定障害児通所支援事業者等に対し期限を定めて勧告に係る措置をとるよう業務改善命令を行い、当該命令に係る改善措置の履行状況について報告を求める。

なお、同命令を行った場合は、その旨を速やかに公示するとともに、関係市町村等に対し連絡する。

オ 指定等の取消又は効力停止

指導・監査の結果、指定又は許可（以下「指定等」という。）の取消又は効力停止の処分事由に該当する事実がある場合であって、当該事実の内容、悪質性及び重大性、改善の可能性等を勘案し必要があると認められる場合には、当該指定障害児通所支援事業者等の指定等を取り消し、又は期間を定めてその効力を停止する。

なお、指定等の取消又は効力停止を行った場合は、その旨を速やかに公示するとともに、関係市町村等に対し連絡する。

カ 加算金

指導・監査の結果、障害児支援給付費の返還が生じる場合であって、指定障害児通所支援事業者等が偽りその他不正の行為により障害児支援給付費の支払を受けていたことが確認され

たときは、過去5年間について返還金を確定し、当該返還額に加え、当該額に100分の40を乗じて得た額を支払うよう当該指定障害児通所支援事業者等に指示するとともに、支払を求めよう関係市町村に通知する。

キ 公表

上記ウの勧告を行った場合であって期限までに改善措置が履行されなかった場合は法令基準違反の程度を勘案し、又は上記エ又はオの処分を行った場合は原則として、その旨を公表する。

ク 聴聞等

上記エ及びオの処分を行おうとする場合には、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項各号の規定による聴聞又は弁明の機会付与の手続を行う。ただし、同条第2項各号の規定によりこれらの手続を執ることを要しない場合を除く。

ケ 刑事告発

特に悪質と認められる不正請求や虚偽報告、検査忌避等については、刑事告発を検討する。

9 実施計画

(1) 集団指導

令和2年5月29日・6月3日に開催を予定していたが、新型コロナウイルス感染症拡大の状況を踏まえ、中止とし、ワムネット京都府センターに関連資料を掲載する。

(2) 実地指導

令和2年6月～令和3年3月

基準条例等について

要旨

- ・ 令和 2 年 4 月 1 日の条例改正はない。
- ・ 事業所の指定基準については、厚生労働省令が定める省令ではなく、京都府の条例及び規則により定めることとされている。
- ・ いずれも府独自で新たな基準を設けるものではないが、引続き暴力団排除は府独自の基準として置かれている点に留意いただきたい。
- ・ 関係条例・基準については、ワムネット京都府センターに「主眼事項・着眼点」として事業種別に掲載している。基準に沿った運営ができているか、自主点検をお願いしたい。

地域主権一括法に関する京都府基準条例等について (児童福祉法に基づく障害児通所、入所関係)

○令和2年度4月施行の条例改正はなし

1 各サービス毎の対象となる京都府条例・施行規則

(1) 通所系サービス

(児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援)

- ① 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員等の基準等に関する条例(以下「通所条例」)
(平成24年京都府条例第34号)
- ② 児童福祉法に基づく指定通所支援の基準等に関する条例施行規則(以下「通所規則」)
(平成24年京都府規則第49号)

(2) 障害児入所施設(福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設)

- ① 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設の人員等の基準等に関する条例
(平成24年京都府条例第35号)
- ② 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設の人員等の基準等に関する条例施行規則
(平成24年京都府規則第50号)

2 条例・規則の概要

厚生労働省が定める「従うべき基準」、「標準」又は「参酌すべき基準」に基づき、指定障害児通所支援事業者等の人員、設備、運営に関する基準を定めています。条例では、まず総則を規定し、その他人員、設備及び運営に関する基準について、基本的な考え方を示しています。

規則では、人員、設備、運営に関する基準の具体的な考え方(数値を含む際目的事項や技術的事項)を示しています。

以下の京都府独自基準以外は、これまでの厚生労働省令(国基準)と概ね同様の内容です。

3 京都府独自基準

京都府の条例及び規則(以下「基準条例等という。')においては、現在の国の基準を基本的にそのまま取り入れることとした上で、次のとおり一部の内容を見直して定めています。

・暴力団の排除について

府民の安心・安全を図ることが最も重要であるという観点から、指定障害児通所支援事業者等から暴力団を排除する規定を追加します。

<参考・最近の条例等改正事項>

1 平成29年4月

(1) 放課後等デイサービス人員基準関係

- ・ 指定放課後等デイサービス事業等の置くべき従業者について、児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者でなければならないこととした
- ・ 従業者の児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならないこととした。

※平成29年3月31日までに指定を受けている事業所においては、平成30年3月31日まで

は従前の例によることができる経過措置あり

(2) 放課後等デイサービス運営基準関係

- ・ 指定放課後等デイサービス事業者等は、事業の内容に関する情報の提供を行わなければならないこととし、その提供するサービスの質の評価及び改善を行い、おおむね1年に1回以上その内容を公表しなければならないこととした。

(平成30年4月条例改正事項(児童発達支援)に同じ。規則で定める事項も同じ。)

(3) 児童発達支援管理責任者の実務要件の改正

【障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの(平成24年厚生労働省告示第230号)の一部を改正する告示(平成29年厚生労働省告示第83号)】

- ・ 保育所等における子どもに対する支援経験年数を実務経験年数に新たに算入できることとした
- ・ 障害児、児童又は障害者に対する支援の経験年数が3年以上であることを必須化することとした
- ・ 保育所等における子どもに対する支援経験については、障害児に該当するか否かを問わず、子どもを支援した年数を算入して差し支えないこととした

2 平成30年4月

(1) 児童発達支援

- ・ 置くべき従業者について、児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者でなければならないこととした。(通所条例第6条関係)
- ・ 従業者の児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならないこととした。(通所規則第2条関係)
※平成30年3月31日までに指定を受けている事業所においては、平成31年3月31日までは従前の例によることができる経過措置あり(通所条例附則)
- ・ 機能訓練担当職員は、機能訓練を行う時間帯のみの配置でよいこととした。(通所条例第6条関係)
- ・ 主に重症心身障害児を受け入れる事業所に配置すべき看護師について、看護師から看護職員(保健師、助産師、看護師又は准看護師)に緩和した。(通所条例第6条関係)
- ・ 事業者は、提供するサービスの質の評価及び改善を行い、おおむね1年に1回以上その内容を公表しなければならないこととした。(通所条例第27条関係)
- ・ 条例第27条第4項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 1 支援を提供するための体制の整備の状況
- 2 勤務体制及び資質向上のための取り組み状況
- 3 設備及び備品等の状況
- 4 関係機関及び地域との連携
- 5 利用障害児及びその保護者に対する必要な情報の提供、助言その他援助の実施状況
- 6 緊急時の対応方法及び非常災害対策
- 7 業務の改善を図るための措置の実施状況

(以上通所規則第6条の2第1号から第7号を省略して記載)

- ・実施する事業の内容に関する情報提供を義務化した。(通所条例第49条関係)

(2) 医療型児童発達支援

- ・配置すべき看護師について、看護師から看護職員(保健師、助産師、看護師又は准看護師)に緩和した。(通所条例第58条)
- ・実施する事業の内容に関する情報提供を努力義務として規定した。(通所条例第65条の2関係)

(3) 放課後等デイサービス

- ・機能訓練担当職員は、機能訓練を行う時間帯のみの配置でよいこととした。(通所条例第68条関係)
- ・主に重症心身障害児を受け入れる事業所に配置すべき看護師について、看護師から看護職員(保健師、助産師、看護師又は准看護師)に緩和した。(通所条例第68条関係)

(4) 居宅訪問型児童発達支援

- ・重度の障害等の状態にある障害児であって、障害児通所支援を利用することが困難な障害児に対し、居宅を訪問して発達支援を行うサービスの新設(第73条の5～第73条の12)

(5) 保育所等訪問支援

- ・実施する事業の内容に関する情報提供を努力義務として規定した。(通所条例第81条で準用する第65条の2)

(6) 福祉型障害児入所施設

- ・配置すべき看護師について、看護師から看護職員(保健師、助産師、看護師又は准看護師)に緩和した。(入所条例第5条関係)
- ・障害者支援施設の基準を満たすことをもって福祉型障害児入所施設の基準を満たすとのみなし規定を廃止した。

3 平成31年4月1日

(1) 共生型サービスの創設に伴う改正の施行

- ・地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律(平成29年法律第52号)により、新たに「共生型サービス」が介護保険サービス、障害福祉サービス及び児童福祉サービスに位置付けられたことに伴い、「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員等の基準等に関する条例」及び同施行規則においては、共生型児童発達支援、共生型放課後等デイサービスに係る人員等の基準を定めるため、所要の改正を行った。

(2) 児童発達支援管理責任者の実務要件・研修要件の改正

- ・直接支援業務による実務要件を現行の10年以上から8年以上に緩和。
- ・基礎研修は、実務要件が2年満たない段階から受講、2年の実務を経て実践研修を受講する。
- ・研修を基礎研修、実践研修、更新研修と分け創設するなど、研修体系を見直した。

(3) 児童指導員の資格要件の改正

- ・社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した大学は、「短期大学を除く」としたこと。
- ・教育職員免許法に規定する幼稚園の免許状を有する者を追加。

厚生労働省障害保健福祉関係主管課長会議資料(令和2年3月)について

要旨

- ・ 令和3年度以降の第6期障害者福祉計画に係る基本指針については、児童発達支援センターの地域支援機能を強化することについて記載する。また、障害児入所施設に関しては、ケア単位の小規模化の推進、地域に開かれたものであること、入所児童の18歳以降の支援の在り方について必要な協議が行われる体制協議を図ることについて記載する。
- ・ 基本指針では、令和5年度末までに児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上設置、保育所等訪問支援を利用できる体制をすべての市町村に構築することを基本とする。また、難聴児支援のための中核的機能を有する体制を確保すること、重症心身障害児を支援する障害児通所支援を各市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上確保すること、医療的ケア児の適切な支援のため、協議の場、医療的ケア児等コーディネーターの配置を基本とする。
- ・ 医療的ケア児等とその家族への支援施策としては、令和元年度からの「医療的ケア児等総合支援事業」にメニューを加えて実施する。厚生労働省ホームページに掲載する医療的ケア児等医療情報システム(MEIS)、医療的ケア児とその家族に対する支援施策について活用願いたい。
- ・ 障害児入所施設の在り方に関する検討会の報告書が、2月にとりまとめられ、満18歳で退所することを基本とすべきとする、障害児入所施設に入所する18歳以上の者に対応するための障害者支援施設のみなし規定の期限(令和3年3月31日まで)を見据え調査を実施する
- ・ 障害児通所給付決定に係る調査項目と放課後等デイサービスの指標判定の取扱いについて、地方公共団体等の事務軽減のため、5領域11項目調査の「⑤行動障害及び精神症状」の各調査項目の放課後等デイサービス指標判定調査への活用を行うこととした。
- ・ 就学前障害児の発達支援の無償化の実施により、直近月では障害児支援受給者台帳と請求明細書のエラーが多発している。受給者台帳の整備誤りや事業所の請求誤りが起らないよう関連資料をお示しする。
- ・ その他、厚生省子ども家庭局所管の事業や発達障害について、資料を参考にされたい。

障害保健福祉関係主管課長会議資料概要（障害児関係）

（令和2年3月9日（中止））

○すべての資料は下記 URL に掲載

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougai Shahukushi/kaigi_shiryuu/index.html

厚生労働省HP→テーマ別に探す→障害者福祉→政策分野関連情報→障害福祉関係会議資料（主に企画課、障害児・発達障害者支援室関係）

○概要は下記のとおり

※基本的に主管課長会議資料に沿って記載し、自治体のみを対象とした項目等一部割愛

企画課

1 第6期障害福祉計画に係る基本指針について

【障害児通所支援等の地域支援体制の整備】

- 児童発達支援センターについて、地域支援機能を強化することにより地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進することが重要であることについて、基本指針に記載。
- 障害児入所施設に関して、ケア単位の小規模化の推進及び地域に開かれたものとする必要がある旨を記載するとともに、入所児童の18歳以降の支援の在り方について必要な協議が行われる体制整備を図ることについて、基本指針に記載。
- 保育、保健医療、教育等の関係機関との連携に関して、
 - ・ 障害児通所支援の実施に当たって、学校の空き教室の活用等の実施形態を検討する必要があること
 - ・ 難聴児支援に当たって、児童発達支援センターや特別支援学校（聴覚障害）等を活用した難聴児支援のための中核的機能を有する体制確保等が必要であることを基本指針に記載。
- 特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備に関して、
 - ・ 重症心身障害児や医療的ケア児の支援に当たってその人数やニーズを把握する必要があること、その際、管内の支援体制の現状を把握する必要があること
 - ・ 重症心身障害児や医療的ケア児が利用する短期入所の実施体制の確保について、家庭的環境等を十分に踏まえた支援や家族のニーズの把握が必要である旨及びニーズの多様化を踏まえ協議会等を活用して役割等を検討する必要があることを基本指針に記載。

【障害児支援の提供体制の整備等】

- ① 令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1カ所以上設置することを基本とする。
- ② 令和5年度末までに、すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。
- ③ 聴覚障害児を含む難聴児が適切な支援を受けられるように、令和5年度末までに、各都道府県において、児童発達支援センター、特別支援学校（聴覚障害）等の連携強化を図る

など、難聴児支援のための中核的機能を有する体制を確保することを基本とする。

- ④ 令和5年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は各圏域に少なくとも1カ所以上確保することを基本とする。
- ⑤ 医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、令和5年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。

障害児・発達障害者支援室

1 障害児支援について

(1) 医療的ケア児等とその家族への支援施策について

医療的ケア児とその家族へ適切な支援を届ける医療的ケア児コーディネーターの配置や、地方自治体における協議の場の設置など地方自治体の支援体制の充実を図るとともに、医療的ケア児とその家族の日中の居場所作りや活動の支援を総合的に実施するために令和元年度に創設した「医療的ケア児等総合支援事業」に、

令和2年度予算案では、新たに

- ・ 看護職員に対する医療的ケアに関する研修
- ・ 看護職員と就業先とのマッチング 等を行う「看護職員確保のための体制構築」を新たにメニューに追加している。引き続き、実施主体は都道府県及び市町村であり、身近な地域で実施することは市町村で実施、人材育成や広域な支援が必要なものは都道府県で実施する等、地域の実情にあわせた支援の実施をお願いする。

(2) 医療的ケア児等医療情報共有システム（ME I S）について

医療的ケア児等の医療情報について、搬送先の医療機関において適切な医療が受けられる体制を整備するために救急時に医療情報を共有する「医療的ケア児等医療情報 共有システム」が令和元年度末に本格稼働予定である。都道府県等におかれては、管内の医療的ケア児等とその家族に対し、厚生労働省ホームページ（今後公表予定）を案内いただく等により、システムの周知をお願いする。

(3) 医療的ケア児等に関するホームページについて

厚生労働省のホームページに、医療的ケア児とその家族に対する支援政策について、平成30年12月に厚生労働省内の関係部局、関係府省の施策等を横断的に紹介するページを開設した。本ホームページには、地方自治体における医療的ケア児のための保健・医療・福祉・教育等の関係機関の協議の場の設置状況や支援のための取組等についても掲載しているので参考にされたい。

(掲載場所) ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 福祉・介護 > 障害者福祉 > 医療的ケア児等とその家族に対する支援施策

(4) 聴覚障害児への支援の推進について

厚生労働副大臣、文部科学副大臣が共同議長となった「難聴児の早期支援に向けた 保健・医療・福祉・教育の連携プロジェクト会合」において、令和元年6月に提言がとりまとめられ、聴覚障害児の支援に関しては早期の支援が必要であるが療育の場が 少ないこと、また、医療、保健、教育、福祉の連携が十分でないこと等が課題として あげられた。これらを踏まえ、令和2年度に新たに

① 聴覚障害児に対応する協議会の設置

② 聴覚障害児支援の関係機関との連携

③ 家族支援の実施

④ 巡回支援の実施 等を行い、地域における聴覚障害児の支援体制を整備することにより、聴覚障害児に 対して切れ目のない適切な情報と支援を提供することを目的とした「聴覚障害児支援 中核機能モデル事業」を創設する。実施主体は都道府県・指定都市であり、上記の施策の実施を検討している自治体におかれては、必要に応じ厚生労働省障害福祉課までご相談いただきたい。

(5) 障害児入所施設の在り方に関する検討会の報告書について

現在の障害福祉施策や社会的養護施設等現在の障害福祉施策や社会的養護施設等の動向、さらには障害児入所施設の実態を 考慮しつつ、障害児入所施設の在り方に関する検討を行うため、平成31年2月に設置 した「障害児入所施設の在り方に関する検討会」において、令和2年2月10日に最終報告書が取りまとめられた。

本報告書では、

- ・ 障害児入所施設も児童福祉施設であるという原則に立ち返り、福祉型については、満 18 歳をもって退所する取扱いを基本とすべきである
- ・ 現在入所している既に 18 歳以上となっている入所者については、障害児入所施設の指定を受けていることをもって障害者支援施設の指定を受けているとみなすみなし規定の期限（令和3年3月31日まで）を、これ以上延長することなく成人期にふさわしい暮らしの保障と適切な支援を行っていくべきである

との提言がなされた。これを受けて、障害児入所施設に入所している18歳以上の方（いわゆる「過齢児」）について、令和3年度末までに障害者支援施設・グループホーム等への移行や、児者 転換、障害者支援施設の併設等の施設側の移行に向けた取り組みを推進する必要がある。そのため、各都道府県・指定都市・中核市に対し、みなし期限（令和3年3月31日）を見据えた「障害者支援施設・グループホーム等への移行」又は「児者転換」「障害者支援施設への転換」の方策の進捗状況についての調査を実施している。本調査の結果を踏まえ、6月を目途に各自治体へヒアリングを行う予定であるので、引き続きご協力をお願いする。

(6) 障害児通所給付決定に係る調査項目（5領域 11項目）と放課後等デイサービスの指標判定の取扱いについて

障害児通所給付費等の支給決定の際に行う5領域 11項目調査と、放課後等デイサービスの報酬区分を決定するための指標判定については、令和元年の地方からの提案等に関する対応方針（令和元年12月23日閣議決定）において、「地方公共団体等の事務負担の軽減を図るた

め、障害児通所給付決定時の調査の一部項目に係る聴き取り結果を放課後等デイサービス基本報酬区分決定のための調査に利用可能であることを地方公共団体に令和元年度中に通知する。」とされたことから、令和2年2月17日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課障害児・発達障害者支援室事務連絡「障害児通所給付決定に係る調査項目（5領域11項目）と放課後等デイサービス報酬区分を決定するための児童の状態の判断指標の取扱いについて」により、5領域11項目調査の「⑤行動障害及び精神症状」の各調査項目の放課後等デイサービス指標判定調査への活用についてお示ししたところであるので、管内市区町村への周知をお願いします。

(7) 就学前障害児の発達支援の無償化の実施状況について

令和元年10月から実施された就学前障害児の発達支援の無償化に関して、令和元年11月及び12月に国保連システムを用いて行われた障害福祉サービス等報酬請求について、障害児支援受給者台帳の無償化対象区分と請求明細書の利用者負担額が不一致であることによるエラーが多発している。年度の切り替えと共に対象者の変更対応が多いため4月前後は、自治体の障害児支援受給者台帳の整備誤りや事業所の請求誤りが起こらないよう、関連資料において具体的なエラーメッセージとエラーの発生例をお示しするので、必要に応じて市区町村及び事業者等に周知されたい。

また、令和2年度に向けた対応として、各自治体が国保連審査支払事務を委託している場合は、各国保連より、令和2年3月31日をもって無償化の対象外となる児童と、令和2年4月1日から新たに無償化の対象となる児童の候補者情報を抽出し、各自治体にCSVデータとして提供される予定。CSVデータは、令和元年10月の制度開始前の対応と同様に、抽出ツールのリリース時点（3月下旬頃を予定）において国保連と連携している受給者台帳を元に、国保連から1回目の抽出データが各自治体へ提供される。それ以降の抽出時点・提供希望日については、各都道府県国保連と各自治体間で調整いただきたい。

(8) 厚生労働省子ども家庭局所管事業について

厚生労働省子ども家庭局で所管している事業のうち、障害児等配慮を要する子ども等への支援を行うため、令和2年度予算案において、以下の通り、新たに拡充を予定している。各自治体の障害福祉主管部局のご担当においても、ご承知おきいただき、児童福祉主管部局と密に連携することで、障害児支援の更なる推進をお願いしたい。

① 利用者支援事業について

利用者支援事業は、子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり等を行うものである。障害児、多胎児のいる家庭等においては、身体的・精神的な負担や経済的な問題、社会からの孤立などの困難を抱えるケースが少なくなく、個別の支援を求める声が増えてきていることから、令和2年度予算案においては、特別な配慮が必要な子育て家庭等に対応するための加算を新たに計上している。

② 一時預かり事業について

一時預かり事業は、日常生活上の突発的な事情や社会参加などにより、一時的に家庭で

の保育が困難となった乳幼児を保育所等で一時的に預かる事業である。

在宅の子育て家庭の育児疲れによるレスパイトや孤立した子育てによって虐待につながることはないよう、特に、地域子育て支援拠点など、いつでも気兼ねなく集まり、交流できる場における実施促進を図ることが重要である。このため、令和2年度予算案において、障害児、多胎児を預かる場合の加算の創設を予定している（補助基準額（案）1人当たり3,600円/日）。

なお、その他、本事業について利用児童数900人未満の施設等の補助基準額を拡充するとともに、0.3兆円超メニューの事務経費補助や次世代育成支援対策施設整備交付金のメニューに一時預かり事業の整備費を追加するなど充実を図った。

③ 医療的ケア児保育支援モデル事業について

保育所等において医療的ケア児の受入れを可能とするための体制を整備し、医療的ケア児の地域生活支援の向上を図り、保育所等において医療的ケア児の受入れを可能とするための体制を整備し、医療的ケア児の地域生活支援の向上を図る。令和2年度予算案において、医療的ケアを必要とする子どもの受入体制の整備を推進するため、引き続きモデル事業として保育所等における、看護師の配置や保育士の喀たん吸引等に係る研修の受講等への支援を実施するとともに、新たに医療的ケア児の受入れの判断をするための検討会設置等の事業費を支援する。

2 発達障害者支援施策の推進について

(1) 青年期の発達障害者にかかる支援の促進について

- 学校や放課後等デイサービスを卒業後、18歳を過ぎると地域生活の支援施策が整備されていないことから、令和2年度予算案では、「発達障害者等青年期支援事業」を「発達障害児者及び家族等支援事業」に位置づけ、発達障害者等の青年期の居場所作り等を行い、社会から孤立しない仕組み作りを実施。
- 各都道府県、指定都市においては実施についてご検討いただくとともに、管内市町村への周知及び実施の検討の依頼をお願い。

(2) 巡回支援専門員整備事業の拡充について

- 専門の職員が子育て親子等が集まる施設・場へ巡回し、障害の早期発見・早期対応のための助言等による支援を実施していますが、令和2年度より、更に発達の気になる子などに対しては個別に家庭訪問を行う等の継続的な支援を行う。
- 各指定都市においては実施についてご検討いただくとともに、各都道府県においては管内市町村への周知及び実施の検討の依頼をお願い。

(3) 発達障害児者とその家族等を支える地域支援体制の充実について

- 発達障害児者及びその家族に長く寄り添い支援をしていくためには、地域の身近な場所で支援を受けられるよう体制を整備していくことが重要。
- 各市町村で実施される乳幼児健診の場等で早期発見等に努めるとともに福祉・医療・保健・教育等各分野が連携し、障害の特性にあった適切な発達支援体制を整えていただくとともに、発達障害の初診待機の長期化が課題となっていることを踏まえ、発達障害に関する地域の専門医療機関（小児科や精神科）等がかかりつけ医等地域の医療機関に対し必要に応じて実地研修や指導・助言等を行う等積極的に連携を行うこ

とが望まれる。

○ また、市町村独自に資源を整備できない場合などは、都道府県が設置する発達障害者支援センターや圏域で設置された児童発達支援センターが中心となり、体制整備を推進していくことが期待され、各都道府県において、管内市町村の支援体制の充実に向けた支援をお願いします。

運営上の留意事項について

要 旨

・昨年度の実地指導において、行政処分を行った事項及び文書指摘があった事項をまとめているので、確認いただき、今後の事業の適正な運営に留意願いたい。

・昨年度、行政処分を行った事例では、事業所の保育士、児童指導員等の人員基準違反及びその場合の減算をしないまま給付費を請求している不正請求、検査時における虚偽報告、答弁、拒否などがあった。指定取消は、利用児や家族に影響を与え、同報に基づく他の事業所の指定更新も行えないもの。昨今、放課後等デイサービスの質の向上が言われる中、本年度も、厳しく処していくこととする。適正な運営をお願いする。

・最近の実地指導における主な指摘事項について、運営に関することについては、「⑨個別支援計画の作成」についてが、特に重要な支援過程と考えており、モニタリング、継続的なアセスメント、保護者との面談や会議の記録が不十分、利用者への説明、同意、交付の記録がなく実施されたと確認できなかった。

「⑩虐待等の禁止」について、やむを得ず身体拘束を行う場合は、組織としての慎重な検討と決定、個別支援計画への必要事項の記録、緊急やむを得ない理由の記載、本人や家族への説明と了解が必要ですが、これらが不十分な事例があり、繰り返し研修などを通じ、認識を深めていただたい。

・障害児通所給付費の算定誤りの事例について確認願いたい。

「児童指導員加配加算」は、実際には職員配置が加配になっていないのに算定していた事例、基準通りの員数を配置していないのに算定していた事例が見受けられた。常勤の換算での配置が必要とされているのでご留意願いたい。

「児童発達支援管理責任者欠如減算」は、「やむを得ない場合」の期間などの要件を満たさず、児童発達支援管理責任者が欠如している事例があった。

報酬基準を深く御理解いただき、質問等は保健所に寄せていただきながら、誤りのないようにお願いしたい。

・児童発達支援管理責任者の実務要件、児童指導員に該当する要件について、変更なし。充分、御理解いただきたい。

・通所関係の主な体制加算、減算について資料を確認願う。

減算は、人員及び運営に関する基準に違反した状態があることについてのペナルティであり、満たさないから報酬減とすればよい、というものではないので留意すること。

行政処分及び実地指導の指摘事項について

行政処分

☆放課後等デイサービス(元年度：指定取消2件、効力の停止1件)

【内容】

○人員基準違反(法第21条の5の24第1項第3号)

- (ア) 事業所の保育士、児童指導員等について、サービス提供時間帯を通じて2名以上配置していない。
- (イ) 事業所の保育士、児童指導員等について、常勤の者を配置していない。
- (ウ) 事業所の児童発達支援管理責任者について、実際には法人の他の事業との兼務となっており、常勤専従の者を配置していない。

○不正請求(法第21条の5の24第1項第5号)

- (ア) 人員基準違反であった場合の減算をしないまま、障害児通所支援給付費を請求し、受領した。
- (イ) 児童指導員の加配等の要件を満たさないにもかかわらず、児童指導員等加配加算の障害児通所支援給付費を請求し、受領した。

○その他 検査時における虚偽報告、答弁、拒否

指摘事項(運営に関する事)

① 内容及び手続きの説明及び同意

- 重要事項説明書の記載内容に変更があった場合は、速やかに利用者に説明を行い、同意を得るとともに記録すること。
- 重要事項説明書に事故発生時の対応を記載すること。
- 通常の事業の実施地域を超えて送迎を行う場合に利用料を徴収する場合には、重要事項説明書にその旨を記載すること。
重要事項説明書に提供するサービスの第三者評価の実施状況(実施の有無、提供した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況)等を記載すること。

② 障害児通所給付費の額に係る通知

- 法定代理受領により市町村から障害児通所給付費を受領したときは、支給決定保護者等に対しその額を通知すること。

③ 勤務体制の確保

- 日々の勤務時間、勤務内容及び常勤・非常勤の別を記した勤務表を作成するなど、従業員の勤務体制を明確にすること。
- 児童発達支援管理責任者の退職が続き、研修要件を満たさない者の変更届出書をやむを得ない事由として受理する事案が約1年半で2回生じている。従業員の資質の向上を図るために研

修機関が実施する研修や事業所内の参加の機会の充実を図り 必要な職員の確保、育成に努めること。

④ 秘密保持等について

- 他の指定障害福祉サービス事業者等に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供する場合は、あらかじめ文書により当該利用者又は家族の同意を得ること。
- 従業者及び従業者であった者が、正当な理由なくその業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を漏らすことがないように、従業者の雇用時等に秘密保持に係る誓約 書を徴すること。

⑤ 運営規程

- 運営規程が保存されていないため整備すること。

⑥ 掲示

- 事業所の見えやすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務体制、協力医療機関、苦情他愛応方法、利用料その他利用申込者のサービスに資すると認められる重要事項を掲示すること。

⑦ 苦情解決について

- 苦情の内容等の記録が不十分であるので、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、記載内容の充実に努めるとともにサービスの質の向上に向けた取組を行うこと。
- 苦情対応の記録には事業所がとった対応を詳細、具体的に記載すること。

⑧ 記録の整備について

- サービス提供した際は、当該サービス提供日、内容、その他必要な事項を、その度記録すること。
- 延長支援加算について、延長した支援が必要である理由を個別支援計画に記載すること。
なお、営業時間について利用状況を踏まえ適切に設定する必要があるため見直しを行うこと。

⑨ 個別支援計画の作成

- 個別支援計画の作成にあたっては、アセスメントを行い、サービスの提供にあたる担当者を招集して行う会議を開催すること。
- 個別支援計画の作成にあたって、障害児の課題の把握、支援目標及び長期、短期等の達成時期についての記載が不十分なため改めること。
- 個別支援計画の作成後、実施状況の把握（モニタリング及び利用者についての継続的なアセスメントを含む。）を行うとともに、少なくとも6月に1回以上、計画の見直しを行い、利用者との面談、計画作成に係る会議の記録を残すこと。
- 個別支援計画について、説明・同意・交付の文言がなく、その旨が確認できないため、文言を追加すること。
- 放課後等デイサービス利用計画に基づき支援を行うべきところ、一部児童について、計画を作成することなく支援を行っており改めること。

⑩ 非常災害対策

- 防犯対策及び非常災害に関する具体的計画を定め、定期的に避難、救出その他必要な訓練を実施し、その記録を保管すること。
- 風水害に対する対策マニュアルを作成すること
- 風水害、地震等非常災害に備えるため非常災害対策マニュアルを整備すること。また、その内容を定期的に従業員に周知徹底すること。
- 避難場所や避難経路を盛り込んだ防災時対応マニュアルを作成すること

⑪ 虐待等の禁止

- 利用者の人権の擁護、虐待の防止のため、定期的に従業員に対して研修を実施し、その記録を保管すること。
- 従業員がやむを得ず利用者の身体拘束を行う場合には、個別支援会議等において組織として慎重に検討・決定するとともに、個別支援計画にその態様及び時間、緊急やむを得ない理由を記載すること。また、利用者及びその家族に十分説明し、了解を得ること。

⑫ 利用者負担等の受領

- 日用品費、指定児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、通所給付決定保護者に負担させることが適当であると認められる費用の支払いを受ける際は、予め通所給付決定保護者に対し、説明、同意を行うこと。

⑬ 事故発生時の対応

- 事故について、状況及び採った処置を記録すること。
- 事故報告書は、事故発生後速やかに事業所を所管する保健所及び利用者の支給決定を行っている市町村に報告すること。

⑭ 緊急時の対応

- 利用児の急なけが、病気等緊急時の対応についてマニュアルを作成するなどにより、運営規程に定められた「緊急時の対応方法」について適切な方策を講じること。

⑮ 安全衛生・健康管理

- 事業所において、感染症が発生し、又は蔓延しないよう必要な措置を講じること。
- 従業員の健康診断の受診等により、健康状態の管理を行うこと。

⑯ 定員の遵守

- 定員を超える利用が常態化しているため、サービス提供の際には、利用者の処遇等について十分配慮し、定員の見直しを行う等の必要な措置を講じること。

障害児通所給付費の算定誤りの具体的事例

① 欠席時対応加算

- 利用中止の連絡日や連絡調整その他の相談援助に係る記録がないにも関わらず、当該加算を算定していた。
- 当該加算については急病等によりその利用を中止した日の前々日、前日又は当日 に中止の連絡があった場合について算定可能であるが、前々日より前に連絡があった場合も算定していた。
- 大雨警報の発令により事業所を休業した場合について急な欠席ととらえ、欠席時対応加算を請求していた。

② 福祉専門職員等配置加算

- 常勤の児童指導員等に社会福祉士又は介護福祉士を配置する要件を満たしていないにも関わらず算定していた。

③ 延長支援加算

- 運営規程で営業時間が17時30分まででありながら、17時を超えた分から算定していた。
- 当該加算については、運営規程に定められた営業時間が8時間以上であり、営業時間の前後の時間において支援を行った場合に算定できるものであるが、お昼休憩 の時間に支援した場合についても算定していた。
- サービス提供日数、サービス提供時間数を誤って請求していた。

④ 児童指導員加配加算

- 利用定員を超えた受入が常態化しており、実際の1日の利用者数に応じた人員配置に対する加配がされていないにも関わらず算定していた。
- 指導員加配加算（児童指導員等を配置する場合）について、児童指導員等を常勤換算で2名以上配置していないにも関わらず算定していた。

⑤ 児童発達支援管理責任者欠如減算

- 児童発達支援管理責任者が欠如しているにもかかわらず、減算手続きが行われてい なかった。

⑥ 送迎加算

- 送迎の記録と請求に相違があったため、点検の上、過誤調整を行うこと。

児 童 発 達 支 援 管 理 責 任 者 の 実 務 要 件

実務経験者

- ① イ及びロの期間を通算した期間が五年以上かつ当該期間からハの期間を通算した期間を除いた期間が三年以上である者
- ② ニの期間を通算した期間が八年以上かつ当該期間からホの期間を通算した期間を除いた期間が三年以上である者
- ③ イ、ロ及びニの期間を通算した期間からハ及びホの期間を通算した期間を除いた期間が三年以上かつへの期間が通算して五年以上である者

区分	期 間
イ	<p>次に掲げる者が相談支援業務(※日常生活を営むのに支障がある者、児童へ日常生活の自立に関する相談に応じ、助言・指導その他の支援を行う業務)に従事した期間</p> <p>(1) 地域生活支援事業、障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業の従業者</p> <p>(2) 児童相談所、児童家庭支援センター、身体障害者更生相談所、精神障害者社会復帰施設、知的障害者更生相談所、福祉事務所、保健所、市町村役場、発達障害者支援センターの従業者</p> <p>(3) 障害児入所施設、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、障害者支援施設、老人福祉施設、精神保健福祉センター、救護施設及び更正施設、介護老人保健施設、地域包括支援センターの従業者</p> <p>(4) 障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターの従業者</p> <p>(5) 学校(大学を除く。以下同じ。)の従業者</p> <p>(6) 保険医療機関の従業者であって、次のいずれかに該当する者</p> <ul style="list-style-type: none"> ①社会福祉主事任用資格者 ②相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を習得した者と認められるもの ③国家資格等(※1)を有している者 ④上記(1)から(5)に掲げる従業者及び従事者の期間が1年以上(※2)である者
ロ	<p>①から④に掲げる資格を有するものであって、(1)から(5)に掲げる者が直接支援業務(※日常生活を営むのに支障がある者又は児童につき、入浴、排せつ、食事その他の介護、介護者への介護の指導、動作の指導、知識技能の付与、生活能力向上のために必要な訓練その他の支援(以下「訓練等」という。)、その訓練等を行う者に対する指導その他職業訓練、職業教育に係る業務)に従事した期間</p> <ul style="list-style-type: none"> ①社会福祉主事任用資格 ②相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うための必要な知識及び技術を修得したと認められるもの ③保育士 ④児童指導員任用資格者、精神障害者社会復帰指導員任用資格者 <p>(1) 障害児入所施設、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童家庭支援センター、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、障害者支援施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、療養病床関係病室の従業者</p> <p>(2) 障害児通所支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業、障害福祉サービス事業、老人居宅介護等事業の従事者</p> <p>(3) 保険医療機関又は保険薬局、訪問看護事業所の従業者</p> <p>(4) 特例子会社、助成金受給授業所の従業者</p> <p>(5) 学校の従業者</p>
ハ	<p>次に掲げる期間を合算した期間</p> <ul style="list-style-type: none"> ①老人福祉施設、救護施設、更生施設、介護老人保健施設、地域包括支援センターの従業者が相談支援の業務に従事した期間 ②老人福祉施設、介護老人保健施設、療養病床関係病室の従業者、老人居宅介護等事業の従事者又は特例子会社、助成金受給事業所の従業者であって、社会福祉主事任用資格者等である者が、直接支援の業務に従事した期間
ニ	ロの(1)から(5)までに掲げる者であって、社会福祉主事任用資格者等でない者が、直接支援の業務に従事した期間
ホ	老人福祉施設、介護老人保健施設、療養病床関係病室の従業者、老人居宅介護等事業の従事者又は特例子会社、助成金受給事業所の従業者であって、社会福祉主事任用資格者等でない者が、直接支援の業務に従事した期間
ヘ	国家資格有資格者(※1)を有している者がその資格に基づき当該資格に係る業務に従事した期間

(※1) 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士(管理栄養士含む)、精神保健福祉士

(※2) 「1年以上」：業務に従事した期間が1年以上かつ実際に従事した日数が1年当たり180日以上

◎本資料は、「障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの(平成24年3月30日厚生労働省告示第230号)」における実務経験を概略化し、見やすくした参考資料です。事業所指定に係る実務経験等の詳細については、事業所所在地の府保健所又は京都市こども家庭支援課までお問い合わせ下さい。

【児童指導員】児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員等の基準等に関する条例 関連Q&A

事業種別	質 問	回 答
<p>児童発達支援 放課後等デイサービス</p>	<p>条例改正により、従業員は「児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者」でならないこととされたが、「児童指導員」は具体的にどのような者を指すのか。</p>	<p>「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」(昭和23年厚生省令第63号)(以下このQAにおいて「基準」という)第43条において次のとおり定められています。</p> <p>第43条 児童指導員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。</p> <p>一 都道府県知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者</p> <p>二 社会福祉士の資格を有する者</p> <p>三 精神保健福祉士の資格を有する者</p> <p>四 学校教育法の規定による大学(短期大学を除く。次号において同じ。)において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者</p> <p>五 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学又は社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第百二条第二項の規定により大学院への入学を認められた者</p> <p>六 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者</p> <p>七 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者</p> <p>八 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、二年以上児童福祉事業に従事した者</p> <p>九 教育職員免許法に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭の免許状を有する者であつて、都道府県知事が適当と認めたもの</p> <p>十 三年以上児童福祉事業に従事した者であつて、都道府県知事が適当と認めたもの</p>
	<p>基準第43条第1項第8号及び第10号に規定する「児童福祉事業」とはどの事業を指すのか。</p>	<p>社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条第2項第2号及び第3項第2号、第2号の2並びに第3号に掲げる事業を指すものとします。</p> <p>(概要)</p> <p>第2項第2号: 児童福祉法に規定する乳児院、児童養護施設、障害児入所施設等(1種事業:入所系)</p> <p>第3項第2号: 児童福祉法に規定する障害児通所支援事業等(通所、相談系)</p> <p>第3項第2号の2: 幼保連携型認定こども園</p> <p>第3項第3号: 母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する母子家庭日常生活支援事業等</p>
	<p>基準第43条第1項第9号及び第10号に規定する「都道府県知事が適当と認めたもの」はどの事業等を指すのか。</p>	<p>個別に所管保健所に相談願います。なお、第9号に規定する「教諭となる資格を有する者」について、教科は問いませんが、有効な期間の免許を有する者である必要があります。</p>

通所関係 主な職員体制加算

1 児童指導員等加配加算（児童発達支援、放課後等デイ）

■加算を算定するために基準上必要な人員に加えて配置が必要な従業者（常勤換算）

ア 理学療法士等を配置する場合

- ・ 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士
- ・ 大学の学部で心理学を専修し卒業した者で個人及び集団心理療法の技術を有する者
- ・ 国立障害者リハビリテーションセンター学院の視覚障害学科の教科を履修した者又はこれに準ずる視覚障害者の生活訓練を専門とする技術者研修終了者

イ 児童指導員等を配置する場合

- ・ 児童指導員
- ・ 強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者
- ・ 重度訪問介護従業者養成研修行動障害支援課程修了者
- ・ 行動援護従業者養成研修修了者

ウ その他の従業者を配置する場合

- ・ 障害福祉サービス経験者
- ・ 指導員

児童指導員等加配加算Ⅰ

- ①最低基準上必要な従業者に加え、理学療法士等、児童指導員等、又はその他の従業者を常勤換算で1名以上配置していること。
- ②児童発達支援事業所（センター除く）及び放課後等デイサービス事業所で、主に重症心身障害児以外を対象とする事業所において「ア」又は「イ」の区分により算定する場合は、最低基準上必要な従業者と①の加配職員の総数のうち、児童指導員等又は保育士を2名以上配置していること。
- ③放課後等デイサービス事業所で、主に重症心身障害児以外を対象とする事業所において、児童指導員等配置加算を算定していること。

児童指導員加配加算Ⅱ

- ①最低基準上、必要な従業者及び加算Ⅰの算定に必要な従業者に加え、理学療法士等、児童指導員等、又はその他の従業者を常勤換算で1名以上配置していること。
- ②「ア」又は「イ」の区分により算定する場合は、児童指導員配置加算を算定している事業所において、最低基準上必要な従業者と①の加配職員の総数のうち、児童指導員等又は保育士を2名以上配置していること。

注意：児童指導員等加配加算Ⅱが対象外の事業所

児童発達支援センター、重心型児童発達支援事業所、未就学児が70%未満の児童発達支援事業所、重心型放課後等デイサービス、指標該当児が50%未満の放課後等デイサービス

2 児童指導員等配置加算（児童発達支援（センター）、放デイ。重心型を除く）

○児童指導員等の有資格者等を配置した場合の加算

加算の対象となる従業者

- ・児童指導員
 - ・保育士
 - ・強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）
 - ・重度訪問介護従業者養成研修行動障害支援課程修了者
 - ・行動援護従業者養成研修修了者
- } を修了した障害福祉
サービス経験者

3 福祉専門職員等配置加算（児童発達支援、放課後等デイ）

○有資格人材の確保とサービスの質の向上を図る上で、条件に応じて加算

加算の対象となる従業者

- ・加算Ⅰ 児童指導員、障害福祉サービス経験者
- ・加算Ⅱ 児童指導員、障害福祉サービス経験者
- ・加算Ⅲ 児童指導員、保育士、障害福祉サービス経験者

4 看護職員等配置加算（児童発達支援、放課後等デイ）

医療的ケア児の受け入れ体制を確保し必要な支援を受けることができるよう、看護職員の加配を評価する加算。基準上必要な人員に加え、看護職員が常勤換算で1以上、医療的ケアに関する判定スコアによる要件、医療的ケア提供の公表等の要件がある。

5 強度行動障害児支援加算（児童発達支援、放課後等デイ）

強度行動障害を有する障害児への適切な支援を推進するため、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）等を修了した職員を配置し、強度行動障害を有する障害児に対して支援を行うことを評価する加算

6 栄養士配置加算（児童発達支援）

7 保育職員加配加算（医療型児童発達支援）

8 訪問支援員特別加算（居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援）

通所関係 主な減算

※減算は、人員及び運営に係る基準違反であることに留意。

●サービス提供職員欠如減算（児童発達支援、放課後等デイ）

- ・指定基準の規定により配置すべき従業者（児童指導員・保育士・障害福祉サービス経験者）については、人員基準上必要とされる員数から1割を超えて減少した場合にはその翌月から、一割の範囲以内で欠如した場合はその翌々月から人員欠如が解消されるに至った月まで、障害児全員について、所定単位数の100分の70で算定。
- ・減算が適用された月から3カ月以上連続して基準に満たない場合、解消されるに至った月までの間、所定単位数の100分の50で算定する。

●児童発達支援管理責任者欠如減算（児童発達支援、放課後等デイ）

- ・児童発達支援管理責任者については、指定基準に定める人員を満たしていない場合、翌々月から解消されるに至った月までの間、所定単位数の100分の70で算定する。
- ・減算が適用された月から5月以上連続して基準に満たない場合、解消されるに至った月までの間、所定単位数の100分の50で算定する。

●個別支援計画等未作成減算

- ・通所支援計画等が作成されていない又は作成に係る一連の業務が適切に行われていない場合は、該当する月から当該状態が解消するに至った月の前月まで、当該障害児につき所定単位数の100分の70で算定する。
- ・減算が適用された月から3月以上連続して当該状態が解消されない場合、解消されるに至った月の前月まで所定単位数の100分の50で算定。

●自己評価結果等未公表減算（児童発達支援、放課後等デイ）

- ・児童発達支援、放課後等デイサービスに義務付けられている自己評価結果等の公表が未実施の場合、所定単位数の100分の85で算定。

●身体拘束廃止未実施減算（児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイ）

●定員超過利用減算（児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイ）

●開所時間減算（児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイ）

報酬区分の導入について

平成30年度から、下記のとおり児童発達支援及び放課後等デイサービスに報酬区分が設けられています。

◆児童発達支援：未就学（小学校就学前）の障がい児の割合による報酬区分

区分	内 容
区分 1	前年度の未就学児の延べ利用人数を、全障害児の延べ利用人数で除して得た数が70%以上
区分 2	前年度の未就学児の延べ利用人数を、全障害児の延べ利用人数で除して得た数が70%未満
非該当	児童発達支援センター、主として重症心身障害児に対し支援を行う事業所

◆放課後等デイサービス

指標に該当する障害児の割合と授業終了後のサービス提供時間による報酬区分

区 分	指標該当児50%以上	指標該当児50%未満
授業終了後 サービス提供時間3時間以上	区分1の1	区分2の1
授業終了後 サービス提供時間3時間以上	区分1の2	区分2の2
休業日	区分1	区分2

指標該当の有無の判定について

前年度1年間の指標該当児の利用延べ人数を全障害児の延べ利用人数で除して得た数（小数点第2位切り上げ）が50%の場合は区分1、それ以外の場合は区分2

指標該当児：以下のA～Dのいずれかに該当する障害児

- (A) 食事、排せつ、入浴、移動のうち3以上の日常生活動作で全介助が必要
- (B) 別添の指標に掲げる各項目の点数の合計が13点以上
- (C) 行動援護の利用者である場合
- (D) その他合理的理由があつて市町村長が認めた場合

※平成30年度中の支給決定更新までは、別添の5領域11項目の調査等により

- ①食事、排せつ入浴及び移動のうち3以上で全介助、
- ②行動障がい及び精神症状において(1)～(3)のうち「ほぼ毎日」又は「週に1回以上」が1項目以上かつ(4)～(7)のうち「ほぼ毎日」が2項目以上で市町村が認めた場合も可

事務連絡
令和2年2月17日

都道府県
各指定都市 障害児支援担当 御中
中核市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
障害福祉課障害児・発達障害者支援室

障害児通所給付決定に係る調査項目（5領域11項目）と
放課後等デイサービス報酬区分を決定するための児童の
状態の判断指標の取扱いについて

障害保健福祉行政の推進につきましては、日々御尽力いただき厚く御礼申し上げます。

障害児通所給付費等の支給決定に当たっては、平成24年3月30日障発0330第14号障害保健福祉部長通知「障害児通所給付費等の通所給付決定等について」の「別表 調査項目（5領域11項目）」（以下「5領域11項目調査」という。）を用いて判定を行っていただいております。放課後等デイサービスの報酬区分を決定するための児童の状態の判断については、平成24年厚生労働告示第269号「厚生労働大臣が定める施設基準」の「別表第2」（以下「放デイ指標判定調査」という。）を用いて判定を行っていただいているところですが、このたび、これらの調査項目・指標判定を併せて実施する場合の取り扱いについて、下記の通り実施することが可能であることを改めてご案内するとともに、判定例を別添の通りお示しいたしますので、管内市区町村への周知方よろしくお願いいたします。

なお、本事務連絡は地方自治法第245条の4第1項に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

5領域11項目調査の聞き取りを行う際、「⑤行動障害及び精神症状」の各調査項目について、別紙対応表を参考に、5領域11項目調査の聞き取り結果を放デイ指標判定調査に活用することにより、聞き取り時間の短縮及び調査対象となる児童・保護者の負担軽減を図られたい。

5領域11項目調査と放デイ指標判定調査の関連項目対応表

5領域11項目		放課後等デイサービス指標	
項目	判断基準	調査項目	
①	食事 全面的に介助を要する。(全介助) おかずを刻んでもらうなど一部介助を要する。(一部介助)	対応項目なし	
②	排せつ 全面的に介助を要する。(全介助) 便器に座らせてもらうなど一部介助を要する。(一部介助)	対応項目なし	
③	入浴 全面的に介助を要する。(全介助) 身体を洗ってもらうなど一部介助を要する。(一部介助)	対応項目なし	
④	移動 全面的に介助を要する。(全介助) 手を貸してもらうなど一部介助を要する。(一部介助)	対応項目なし	
⑤	行動障害および精神症状 (1) 強いこだわり、多動、パニック等の不安定な行動や、危険の認識に欠ける行動。	大声・奇声を出す	行動障害 4-7
		多動・行動停止	行動障害 4-19
		不安定な行動	行動障害 4-20
		突発的な行動	行動障害 4-24
	(2) 睡眠障害や食事・排せつに係る不適応行動(多飲水や過飲水を含む)。	異食行動	行動障害 4-16
		過食・反ずう等	行動障害 4-25
	(3) 自分を叩いたり傷つけたり他人を叩いたり蹴ったり、器物を壊したりする行為。	自らを傷つける行為	行動障害 4-21
		他人を傷つける行為	行動障害 4-22
不適切な行為		行動障害 4-23	
(4) 気分が憂鬱で悲観的になったり、時には思考力が低下する。	そううつ状態	行動障害 4-26	
(5) 再三の手洗いや繰り返しの確認のため日常動作に時間がかかる。	反復的行動	行動障害 4-27	
(6) 他者と交流することの不安や緊張、感覚の過敏さ等のため外出や集団参加ができない。また、自室に閉じこもって何もしていない。	コミュニケーション	意思疎通 3-3	
	説明の理解	意思疎通 3-4	
	対人面の不安緊張、集団への不適応	行動障害 4-28、4-33	
(7) 学習障害のため、読み書きが困難。	読み書き	意思疎通 3-5	

※「⑤行動障害および精神症状」については、障害支援区分における認定調査項目番号を付記している。

支援を要する頻度についての考え方(既存の整理の再掲であり、新たな見解を示すものではありません)		
ほぼ毎日(週5日以上)の支援や配慮等が必要	調査日前の1週間に週5日以上現れている場合又は調査日前の1か月間に5日以上現れている週が2週以上ある場合。	5領域11項目と同様だが、支援の頻度の判断に当たっては、「障害支援区分の認定調査員マニュアル」(厚生労働省)に示す ・意思疎通項目については、「できたりできなかったりする場合は」「できない状況」に基づき判断する ・行動障害項目については、行動上の障害が生じないように行っている支援や配慮、投薬等の頻度を含め判断する 等の基本的な考え方に準拠する (平成30年7月26日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課障害児・発達障害者支援室事務連絡「放課後等デイサービスの運用改善に向けた取組」より 一部追加)
週1回以上の支援や配慮等が必要	調査日前の1か月間に毎週1回以上現れている場合又は調査日前の1か月間に2回以上現れている週が2週以上ある場合。	
月に1回以下の支援が必要/支援が不要	該当項目なし	

疑義照会と厚生労働省からの回答

項目	サービス種別	質問	回答
基本報酬	放課後等デイサービス	放課後等デイサービスで主に重症心身障害児を対象とする事業所において、重症心身障害児以外を受け入れた場合の基本報酬はどの区分により請求すればよいか。	授業終了後に行う場合は区分1の1（指標該当児50%以上、サービス提供時間3時間以上）、休業日に行う場合は区分1により請求すること。
強度行動障害児支援加算	児童発達支援放課後等デイサービス	強度行動障害児支援加算については、通所報酬告示に規定する強度行動障害を持つ該当の児童にのみ算定するのか、あるいは利用者全員に対して算定可能か。	通所報酬告示に規定する強度行動障害を持つ児童に対してのみ算定する。
		強度行動障害児支援加算の要件として、「強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）の課程を修了した者が支援を行うこと」とあるが、これに、重度訪問介護従業者養成研修行動障害支援課程修了者、行動援護従業者養成研修修了者は含まれるか。	含まれる。
保育・教育等移行支援加算	同上	保育・教育等移行支援加算について、もともと保育所と児童発達支援の並行通園をしていた障害児が、児童発達支援を退所して保育所みの通園になった場合も、算定対象となるか。	対象となる。
送迎加算	同上	送迎加算について、重症心身障害児以外の送迎において、看護職員加配加算を算定する事業所であって喀痰吸引等が必要な障害児に対して看護職員を伴い送迎する場合に、さらに37単位が加算できることとなったが、ここでいう「喀痰吸引等が必要な障害児」とは、どこまでを指すのか。	医療的ケアが必要な障害児を指す。
訪問支援員特別加算	居宅訪問型児童発達支援保育所等訪問支援	訪問支援員特別加算について、要件に該当する専門職員を配置した事業所について算定できるとされているが、加算の対象としては、当該事業所が行う全ての職員の訪問支援が対象となるのか。あるいは、要件に該当する専門職員の訪問支援のみが対象となるのか。	当該事業所が行う全ての職員の訪問支援が対象となる。

都道府県
各 指定都市 障害児支援担当 御中
中核市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
障害福祉課障害児・発達障害者支援室

居宅訪問型児童発達支援の実施について

障害保健福祉行政の推進につきましては、日々御尽力いただき厚く御礼申し上げます。

居宅訪問型児童発達支援の支給決定事務については、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律の施行における新サービス等の取扱いについて」（平成30年3月6日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課障害児・発達障害者支援室事務連絡）（以下「平成30年3月6日付け事務連絡」という）、「障害児通所給付に係る通所給付決定事務等について」（令和元年7月1日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課）等に基づき実施していただいているところです。今般、居宅訪問型児童発達支援について、通所施設へ通うための移行期間として障害児の通所施設への通所と併せて支給決定する場合の具体的な運用例について下記の通りお示いたしますので管内市区町村への周知をよろしくお願いいたします。

記

「障害児通所給付に係る通所給付決定事務等について」の第2の「Ⅲ 通所給付決定」の2(2)③において、居宅訪問型児童発達支援は「対象者が、児童発達支援、医療型児童発達支援又は放課後等デイサービスを受けるために外出することが著しく困難であると認められた障害児であることから、児童発達支援等と組み合わせて通所給付決定を行うことは、原則として想定されないものであるが、通所施設へ通うための移行期間として組み合わせることは差し支えない。」としているところである。ここでいう「移行期間」として考えられる具体的ケースについては、以下に例示をお示しするので、各自治体においては、これを参考にしつつ、個別の児童の状態に応じて柔軟に検討し、居宅訪問型児童発達支援の支給決定について判断されたい。

【例1】

毎日の通所は体力的に難しいが、居宅訪問型児童発達支援と通所施設（※）を併用しながら段階的に通所回数を増やし、通所施設に移行する場合

※ 児童発達支援や放課後等デイサービスに限らず、保育所や幼稚園などとの併用も同様に考えられたい。

【例2】

学校に通学しており、授業終了後に放課後等デイサービスを利用中であるが、毎日の通所が体力的に難しいため、居宅訪問型児童発達支援と放課後等デイサービスを併用し

ながら段階的に回数を増やし、通所による支援に移行する場合

【例3】

現に通所施設に通所しているが、冬期など時期によって感染症に罹患した場合、重症化するリスクが高いことが予測される場合

【例4】

通所施設に通所していたが、全身状態の悪化が見られ通所が難しくなってきた場合、居宅訪問型児童発達支援のみの利用が考えられるが、状態が悪いながらも少しでも通所可能な状態であると判断でき、障害児や保護者が引き続き通所することも希望する場合

【例5】

日常的に家族が送迎可能な範囲内に通所施設はないが、月数回であれば送迎可能であり、送迎可能な時は通所施設、送迎が難しい場合は居宅訪問型児童発達支援を利用することで継続した支援が可能となる場合

ただし、この場合、当該自治体において、医療的ケア児等に対する発達支援のため適正に通所できる場の確保の観点より、医療的ケア児等の協議の場や、(自立支援)協議会を活用して、通所の場の確保について検討することを、支給決定の条件とする。

【例6】

通所可能な範囲に通所施設はあるが、利用児童が多く希望通りに利用ができないため、居宅訪問型児童発達支援を利用することで継続した支援が可能となる場合

ただし、この場合、当該自治体において、医療的ケア児等に対する発達支援のため適正に通所できる場の確保の観点より、医療的ケア児等の協議の場や、(自立支援)協議会を活用して、通所の場の確保について検討することを、支給決定の条件とする。

また、居宅訪問型児童発達支援における支給決定等の取扱いについては、「平成30年3月6日付け事務連絡」において、「障害児相談支援事業所が作成した障害児支援利用計画案の提出を必須」としており、居宅訪問型児童発達支援と通所施設への通所を組み合わせる通所給付決定を行う場合は、発達支援に関する本人及び家族のニーズを把握した上で、「移行期間である」と判断することの必要性やその方法・期間が障害児支援利用計画案に明記されていることが必要である。併せて、移行に関して本人の状態像など医師の客観的評価を求めることとする。

なお、医師の客観的評価については、診断書を求める必要はなく、障害児支援利用計画作成にあたってのサービス担当者会議での確認その他の方法にて医師の確認を得ることで足りるものとする。

以上

(照会先)

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部

障害福祉課障害児・発達障害者支援室障害児支援係

Tel : 03-5253-1111 (内線 3037)

shougaijishien@mhlw.go.jp

事務連絡
令和2年7月22日

各
都道府県
指定都市
中核市
児童相談所設置市

障害児支援主管部（局） 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
障害福祉課障害児・発達障害者支援室

障害児入所施設における心理指導を担当する職員等の取扱いについて

障害保健福祉行政の推進につきましては、日頃より御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。今般、障害児入所施設における心理指導を担当する職員等の取扱いについて照会がありましたので、下記の通りお示しします。管内市町村等に対し、周知を図っていただく等、特段の御配慮をお願いいたします。

記

Q1 主として重症心身障害児を入所させる指定医療型障害児入所施設では「心理指導を担当する職員」の配置が求められている（※1）（※2）。

当該職員の要件は、児童福祉施設の設備運営基準（※3）に定める（福祉型障害児入所施設に置くべき）「心理指導担当職員」のように、「学校教育法の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者」に限るものではないと理解してよいか。

A1 貴見のとおり取り扱われたい。基準上は、指定医療型障害児入所施設に配置すべき「心理指導を担当する職員」の要件が規定されていないことから、たとえば、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学院において心理学を専攻する研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有する者や、公認心理師法（平成27年法律第68号）に規定する公認心理師となる資格を有する者（公認心理師試験に合格して資格は有しているが、登録していない者を含む。）も当然に含むものであり、また、資格等を有していない場合であっても、心理指導を担当する場合は当該職員として認められる。

（※1）「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」（昭和23年厚生省令第63号）
第58条第6項

主として重症心身障害児（法第七条第二項に規定する重症心身障害児をいう。以下

同じ。)を入所させる医療型障害児入所施設には、第三項に規定する職員及び心理指導を担当する職員を置かなければならない。

(※2)「児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準」(平成24年厚生労働省令第16号)

第52条第1項

指定医療型障害児入所施設に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

一 (略)

二 (略)

三 心理指導を担当する職員 1以上(主として重症心身障害児(略)を入所させる指定医療型障害児入所施設に限る。)

(※3)「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」(昭和23年厚生省令第63号)

第49条(福祉型障害児入所施設に置くべき職員)

14 心理指導を行う必要があると認められる児童五人以上に心理指導を行う場合には心理指導担当職員を、職業指導を行う場合には職業指導員を置かなければならない。

15 心理指導担当職員は、学校教育法の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

Q2 心理担当職員配置加算を算定するために置くべき心理指導担当職員の要件として、「学校教育法の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するものであること」と定められている(※4)。

当該要件と同等以上の能力を有すると認められる者として、大学院において心理学を専攻する研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有する者や、公認心理師法に規定する公認心理師となる資格を有する者(公認心理師試験に合格して資格は有しているが、登録していない者を含む。)を認めても差し支えないか。

A2 差し支えない。

(※4)「児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準」(平成24年厚生労働省告示第123号)別表第1の1の注9及び第2の1の注7

(照会先)

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部

障害福祉課障害児・発達障害者支援室障害児支援係

Tel : 03-5253-1111 (内線 3037、3102)

shougaijishien@mhlw.go.jp

新型コロナウイルスへの対応に伴う人員・運営
基準及び報酬請求の特例について

要旨

- ・厚生労働省から臨時特例の事務連絡が発出されている。
- ・本府では連絡があり次第、ワムネット京都府ページに掲載してるので、ご確認いただきたい。
- ・現在の主な通知を掲載する。

事務連絡
令和2年5月28日

各

都道府県
指定都市
中核市

 障害児支援主管部（局） 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

緊急事態措置を実施すべき区域の指定の解除に伴う放課後等デイサービス
事業所の対応について（その2）

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）第32条第1項第2号の指定が解除された場合の放課後等デイサービス事業所の対応については、「緊急事態措置を実施すべき区域の指定の解除に伴う放課後等デイサービス事業所の対応について」（令和2年5月15日付け事務連絡）などでお示ししてきたところです。このたび、全ての都道府県において緊急事態措置の指定が解除されたことを踏まえ、新型コロナウイルス感染症に関連した放課後等デイサービス事業所の取扱いについて、下記の通りといたしますので、管内市町村に対し周知をお願いいたします。

記

- 緊急事態措置を実施すべき区域の指定が解除された場合においても、分散登校や午前又は午後のみ登校など、様々な形態での登校が行われることが想定される。どのような形態で登校する場合であっても、学校が通常通りの登校に戻るまでの間については、放課後等デイサービス事業所において体制を確保する必要があることから、「緊急事態宣言が継続された場合の放課後等デイサービス事業所の対応について」（令和2年5月1日付け事務連絡）のとおり、放課後等デイサービスの報酬単価については、全部を休業しているものとして、学校休業日単価を適用するよう取り扱われたい。

また、複数の学校に通う児童を受け入れており、学校が休業中の児童や分散登校となっている児童と、通常通り学校に登校する児童が混在する場合も、全部を休業しているものとして、学校休業日単価を適用するよう取り扱われたい。

- 学校休業日単価の取扱いの適用の終了については、放課後等デイサービスの運営に直接影響があることから、地域の全ての学校が通常通りの登校となってから

一定程度（1～2週間）の期間をおいた上で終了することし、終了の日については、あらかじめ市町村において定めること。

また、特別支援学校等の再開により、一度この取扱いを終了した場合においても、再度、新型コロナウイルスの影響で、特別支援学校等が臨時休業となるような状況が生じた場合には、市町村において、適宜学校休業日単価を適用することとしてよいこと。

- 新型コロナウイルス感染症に係る臨時的な取扱いとして、放課後等デイサービス事業所において、
 - ・ 定員を超過して児童を受け入れた場合や人員基準を満たさない場合でも減算を適用しないこと
 - ・ 電話等による代替的な支援であっても事業所に通所して支援をしたときと変わらず報酬の対象とすること

等の柔軟な取扱いを可能としているが、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～」（令和2年5月22日文部科学省）によると、地域の感染状況によっては、感染者が発生していない学校であっても臨時休業が行われる場合があること、医療的ケアを必要とする児童生徒等や基礎疾患等がある児童生徒等、保護者から感染が不安で休ませたいと相談があった場合の対応について方針が示されていることから、この取扱いは当面、継続することとする。

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課 TEL：03-5253-1111（内線3037, 3102） FAX：03-3591-8914 E-mail： shougaijishien@mhlw.go.jp

事務連絡
令和2年6月3日

各
都道府県
指定都市
中核市

障害児支援主管部（局） 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

「緊急事態措置を実施すべき区域の指定の解除に伴う放課後等デイサービス事業所の対応について（その2）」に係るQ&A

「緊急事態措置を実施すべき区域の指定の解除に伴う放課後等デイサービス事業所の対応について（その2）」（令和2年5月28日付け事務連絡）について、下記のとおり考え方を補足してお示ししますので、管内市町村に対し周知をお願いいたします。

記

Q1 学校休業日単価の取扱いの適用の終了について、「地域の全ての学校が通常通りの登校となってから一定程度（1～2週間）の期間をおいた上で終了することとし、終了の日については、あらかじめ市町村において定めること」とあるが、「地域の全ての学校」とは具体的にどの範囲を指すのか。

A1 「地域の全ての学校が通常通りの登校となってから一定程度（1～2週間）の期間をおいた上で終了することとし、終了の日については、あらかじめ市町村において定めること」とした趣旨は、分散登校や午前又は午後だけの登校など、様々な形態での登校が混在している状況で、放課後等デイサービス事業所（以下「事業所」という。）としては午前中から開所するなどの体制を引き続き確保する必要があるにもかかわらず、児童によって学校休業日単価が終了してしまう状況を避けるため、基本的には、当該市町村内に所在する事業所を利用する児童が通う学校の全てが通常の状態に戻ってから、一定の周知期間をおいた上で、学校休業日単価の取扱いを終了することとしたものである。

こうした趣旨から、「地域の全ての学校」とは、当該市町村に所在する事業所を利用している児童（自市町村で給付決定を受けている場合と他市町村で給付決定を受けている場合を含む。）が通う学校を想定している。

市町村では、終了日の設定に当たり、自市町村内の学校のほか、当該市町村に所在する事業所を利用する他市町村の給付決定を受けている児童が通う他市町村の学校も含めて考える必要があるので、あらかじめ当該市町村に所在する事業所に対して、他市町村の給付決定を受けている児童が通う学校が通常の状態に戻っているかについても確認するなど、他市町村の学校の状況も踏まえた上で、当該市町村における終了日を決定されたい。

Q 2 放課後等デイサービスは、一つの事業所に、複数の市町村の給付決定を受けた児童が利用している場合がある。市町村ごとに終了日を定めた場合、ある市町村が定めた終了日より、他の市町村が定めた終了日が遅い場合は、遅い方の日で取り扱うことになるのか。

A 2 A 1 のとおり、「地域の全ての学校」については他市町村の給付決定を受けている児童が利用している場合も含めることを想定しているので、あらかじめ事業所に他市町村の給付決定を受けている児童が通う学校が通常の状態に戻っているかについて確認するなど、他市町村の学校の状況も踏まえた上で終了日を決定することで、一つの事業所で終了日が異なる児童がいることを避けることが出来るものと考えている。

一方、医療的ケア児・重症心身障害児を対象とした事業所のように、市町村域を越えて広域的に利用されている事業所などでは、異なる市町村の学校に通う児童が多数いる場合も想定される。そのような場合には、事業所から各市町村に対して申し出ることにより、市町村において、当該事業所については、当該市町村に所在する他の事業所とは異なる終了日を個別に設定しても差し支えないこととする（その場合、同一市町村内で給付決定をしている児童が通う事業所によって、終了日が異なることになるが、そのような対応となっても差し支えない）。

Q 3 あらかじめ給付決定児童が利用する事業所に、他の市町村の給付決定児童の学校の状況を調査する場合、事業所によっては複数の市町村から同様の調査を受け、それぞれに回答することにもなり、負担になると思われるが、このような調査を市町村単位で行わないといけないのか。

A 3 市町村によっては、異なる市町村の学校に通う児童が多数いる事業所があることも想定される。あらかじめ全ての事業所に対して調査を行うことが困難な場合、事業所を利用する全ての児童の学校についてすべからず調査する必要はなく、例えば、管内の都道府県立学校、自市町村立の学校のほか、当該市町村内の事業所に通う可能性がある他市町村立の学校（自市町村の境にあるような

学校を想定。)の再開予定を把握し、当該予定をもとに基本的な終了日を示す形で差し支えない。

その結果、複数の市町村の給付決定を受けた児童が利用する事業所において終了日がずれた場合には、A2に示したように取り扱われたい。

Q4 終了日以降に訪問や電話等による支援を行った場合、その基本報酬は授業の終了後の単価となるのか、学校休業日単価となるのか。

A4 授業の終了後の単価とする。

Q5 学校休業日単価の適用以外の報酬の柔軟な取扱いは、当面、継続するものとされている他方で、「特別支援学校等の臨時休業に伴う放課後等デイサービス支援等事業」では、特別支援学校等が臨時休業している場合が対象とされている。

地域の全ての学校が通常通りの登校となってから、学校休業日単価の適用を一定程度(1~2週間)の期間をおいた上で終了するとき、この終了の日まで、同事業における臨時休業に該当するものとして取り扱ってよいか。また、「新型コロナウイルス感染症防止のための小学校等の臨時休業に関連した放課後等デイサービスに係るQ&Aについて(4月28日版)」(令和2年4月28日付け事務連絡)のQ17では、「新型コロナウイルス感染症を予防するための欠席希望の場合で、事業所が居宅への訪問、電話その他の方法で児童の健康管理や相談支援などの可能な範囲での支援の提供を行ったと市町村が認める場合には、通常提供しているサービスと同等のサービスを提供しているものとして、報酬の対象とすることが可能」とされているが、学校休業日単価の適用の終了日以降にこのような支援が提供された場合は、同事業の対象とはできないと考えて良いか。

A5 地域の全ての学校が通常通りの登校となってから、学校休業日単価の適用を一定程度(1~2週間)の期間をおいた上で終了するとき、この終了の日まで、「特別支援学校等の臨時休業に伴う放課後等デイサービス支援等事業」における臨時休業に該当するものとして取り扱って差し支えない。

また、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル~「学校の新しい生活様式」~」(令和2年5月22日文科科学省)では、医療的ケアを必要とする児童生徒等や基礎疾患等がある児童生徒等、保護者から感染が不安で休ませたいと相談があった場合、「欠席日数」とはせずに、「出席停止・忌引等の日数」として記録する」ことが示されている。こうしたことを考慮し、質問のQ17に示す支援を行い報酬の対象とする場合、特別支援学校

等が臨時休業している状態と同様と見なし、「特別支援学校等の臨時休業に伴う放課後等デイサービス支援等事業」の対象として差し支えない。

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

TEL：03-5253-1111（内線3037, 3102）

FAX：03-3591-8914

E-mail：shougaijishien@mhlw.go.jp

事務連絡
令和2年6月30日

各
都道府県
指定都市
中核市

障害児支援主管部（局） 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

新型コロナウイルス感染症防止のための障害児通所支援に係るQ&Aについて
(その2)

本年3月から6月にかけて全国的に学校の臨時休業が生じたことを踏まえ、文部科学省から、「新型コロナウイルス感染症対策に伴う児童生徒の「学びの保障」のための学習指導について」が示されたところです。

当該方針を踏まえ、今後、各自治体の教育委員会において、夏季休暇期間等における授業の実施がされることが想定されます。

このことを踏まえ、放課後等デイサービスにおける報酬の取扱いについて「新型コロナウイルス感染症防止のための障害児通所支援に係るQ&Aについて(その1)」(令和2年6月19日付け事務連絡)の別紙のQ&Aに追記しましたので、御了知いただくとともに、都道府県におかれては管内市町村(指定都市及び中核市を除く。)に対し周知をお願いいたします。

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
TEL：03-5253-1111（内線3037, 3102）
FAX：03-3591-8914
E-mail：shougaijishien@mhlw.go.jp

障害児通所支援に係るQ & A (2020年6月30日版)

今回追記箇所は赤字下線

はじめに

- 「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」(令和2年2月17日付け事務連絡)の発出後、令和2年3月に、学校が全国一斉臨時休業をするという状況の中で、放課後等デイサービス等の障害児通所支援についての支給決定、報酬及び人員基準等の柔軟な取扱いを示してきました。
- 「緊急事態措置を実施すべき区域の指定の解除に伴う放課後等デイサービス事業所の対応について(その2)」(令和2年5月28日付事連絡)では、「地域の感染状況によっては、感染者が発生していない学校であっても臨時休業が行われる場合があること、医療的ケアを必要とする児童生徒等や基礎疾患等がある児童生徒等、保護者から感染が不安で休ませたいと相談があった場合の対応について方針が示されていることから、この取扱いは当面、継続すること」としています。
- 放課後等デイサービス等の障害児通所支援に係る人員基準等の柔軟な取扱いは、「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第7報)」(令和2年5月27日付け事務連絡)や、「新型コロナウイルス感染症防止のための小学校等の臨時休業に関連した放課後等デイサービスに係るQ & Aについて(4月28日版)」等によりお示してきましたが、放課後等デイサービスに係るQ & Aは、全国的な臨時休業を想定した記載となっており、現時点で想定されにくいQ & Aも見られます。
- そこで、「新型コロナウイルス感染症防止のための小学校等の臨時休業に関連した放課後等デイサービスに係るQ & Aについて(4月28日版)」(以下「旧Q & A」という。)について、これまでの考え方を踏襲しつつ、下記のとおり再編集しました。

記

1 当面継続する柔軟な取扱い

(1) サービス提供職員欠如減算・定員超過利用減算等の取扱い

Q1. 当面は、定員を超える児童を受け入れても、定員超過減算を適用しない取扱いが可能でしょうか。

また、定員を超過して受け入れる場合、受け入れた児童数に応じた職員を配置する必要がありますか。

A 1. 新型コロナウイルスの感染拡大防止に伴い、様々な状況が生じることから、新型コロナウイルスに関連した理由から定員を超える児童を受け入れる場合があっても、定員超過減算を適用しない取扱いとしますが、事業所の人員・空間を考慮し、児童の衛生面・安全面に配慮するようにしてください。

受け入れに当たっては児童数に応じた職員を配置していただくことが望ましいですが、やむを得ず配置できない場合であっても減算は適用しません。

なお、地域の事業所を分散利用させることによって定員超過を回避できるような場合は、自治体の福祉部局が可能な範囲での利用調整を行っていただくようお願いいたします。学校等が臨時休業をするときは、教育委員会等と連携して取り組むようお願いいたします。

※ 旧Q&A（全国的に150%を超える受け入れまで想定されにくいことから再編集。）

Q13. 定員を超える児童を受け入れても、定員超過減算を適用しない取扱いが可能とのことですが、1日の利用児童数が定員の150%を超えることも差支えないということですか。

A13. 定員の150%を超えて受け入れることもやむを得ないと考えます。受け入れの上限に関しては具体的に定めませんが、事業所の人員・空間を考慮し、児童の衛生面・安全面に配慮するようにしてください。受け入れに当たっては児童数に応じた職員を配置していただくことが望ましいですが、やむを得ず配置できない場合であっても減算は適用しません。

なお、地域の事業所を分散利用させることによって定員超過を回避できるような場合は、自治体の福祉部局が教育委員会等と連携して可能な範囲での利用調整を行っていただくようお願いいたします。

Q 2. 人員基準を満たさなくても、サービス提供職員欠如減算や児童発達支援管理責任者欠如減算が適用されない取扱いが可能とのことですが、他事業所への応援、子どもの預け先の確保等の問題で短時間の勤務等のほか、職員本人の罹患や職員家族の罹患による在宅待機等により、やむを得ず出勤できないことによって欠員になる場合も含まれますか。

A 2. 含むとして差支えありません。

※ 旧Q&A

Q14. 人員基準を満たさなくても、サービス提供職員欠如減算が適用されない取扱いが可能とのことですが、他事業所への応援、子どもの預け先の確保等の問題で短時間の勤務等のほか、職員本人の罹患や職員家族の罹患による在宅待機等により、やむを得ず出勤できないことによって欠員になる場合も含まれますか。

A14. 含むとして差支えありません。

Q14-2. 児童発達支援管理責任者欠如減算についても Q14 の取扱いと同様と考えてよいでしょうか。

A14-2. 差支えありません。

(2) その他の加算の取扱い

Q 3. 「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第4報）」（令和2年4月9日付事務連絡）の問6で、基準以上の人員配置や有資格者等の配置により算定可能となる加算について、新型コロナウイルス感染症への対応により、一時的に加算の要件を満たさなくなった場合であっても、利用者への支援に配慮した上で、従前の（新型コロナウイルス感染症への対応前の配置に基づく）加算を算定することは可能とされていますが、放課後等デイサービス及び児童発達支援の加算で該当するものを具体的にお示し下さい。

A 3. 児童指導員等配置加算、児童指導員等加配加算（Ⅰ、Ⅱ）、看護職員加配加算、福祉専門職員配置等加算が該当します。

※ 旧Q&AのQ15及びA15と同じ。

Q 4. 人工内耳装用児支援加算、家庭連携加算、事業所内相談支援加算、訪問支援特別加算、食事提供加算、利用者負担上限額管理加算、欠席時対応加算、医療連携体制加算、送迎加算、関係機関連携加算及び保育・教育等移行支援加算は、算定要件に示す内容を実施しないと算定できませんが、人員体制等を縮小して通所による支援を行うときや、代替的な支援として訪問や電話等で支援を行うときの取扱いをお示し下さい。

A 4. 食事提供加算、利用者負担上限額管理加算、欠席時対応加算及び送迎加算は、特例的な取扱いはありません。なお、電話等による代替的な支援を行ったときは欠席時対応加算の算定はできません。

人工内耳装用児支援加算は代替的な支援を行った場合であっても算定可能です。

家庭連携加算、事業所内相談支援加算及び訪問支援特別加算は、障害児及びその家族等に対する相談援助を行うこと等を要件としていますが、新型コロナウイルス感染症の感染予防のため、電話等の代替的な支援により基本報酬の算定も可能としているところ、家庭連携加算及び訪問支援特別加算についても、訪問ではなく電話等による実施も可能です。

通所による支援を電話等により代替的に実施する場合、家庭連携加算、事業所内相談支援加算及び訪問支援特別加算の算定要件としての相談援助等と混在することが想定されますが、このような場合、基本報酬とこれら加算のいずれも算定可能です。ただし、これらの加算の他の算定要件は満たす必要があるため、個別支援計画で家庭への相談援助等が必要であることや、月の算定回数の上限がある点は留意してください。

家庭連携加算は、障害児の居宅等を訪問して相談援助を行うこと等を要件としていますが、新型コロナウイルス感染症の感染予防のため、電話等による代替的な方法で相談援助を実施することも可能です。なお、この取扱いは、従来から個別支援計画で、居宅等を訪問して相談援助を実施することを位置づけている場合に限るもので、従来から事業所内相談支援加算を算定している場合に、電話等による相談援助を行った場合も家庭連携加算を認めるものではありません。

医療連携体制加算（Ⅰ）～（Ⅵ）は、医療機関等との連携により障害児に対して看護等を行うこと等を要件としていますが、看護職員等が障害児の居宅を訪問して支援を行う場合であっても、その他の要件を満たす場合は本加算を算定可能です。また、医療連携体制加算（Ⅲ）については、ICT 機器を用いるなどして、障害児の居宅を訪問した認定特定行為業務従事者に喀痰吸引等に係る指導を行った場合も算定可能とします。医療連携体制加算（Ⅲ）以外については、ICT 機器等を用いても看護等を行うことはできないため、算定はできません。

関係機関連携加算は、特例的な取扱いはありません。なお、従来から skype 等を活用した対面以外での会議の実施も妨げてはいません。

保育・教育等移行支援加算は、退所後 30 日以内に居宅等を訪問して相談援助を行うこと等を要件としていますが、本加算は児童発達支援等の事業所を退所し、保育所等に通うことになった児童を対象として実施するもので、実際の児童の様子等を見て評価することが重要であることを鑑み、電話等による方法での算定はできません。

ただし、退所後 30 日以降に居宅等を訪問して相談援助を行った場合は算定可能です。

※ 旧 Q & A の Q15-2 及び A15-2 と同じ

Q 5. 看護職員加配加算、栄養士配置加算、特別支援加算、強度行動障害児支援加算及び延長支援加算については、体制の届出に加え、実際に児童に支援を行うことが算定要件となっていますが、人員体制等を縮小して通所による支援を行うときや、代替的な支援として訪問や電話等で支援を行うときの取扱いをお示し下さい。

A 5. 栄養士配置加算、特別支援加算及び強度行動障害児支援加算については、従前から当該加算の算定を行っていた児童に限り、看護職員等の算定要件となる職員が不在のときに算定要件ではない職員が行った支援について、その後の記録等を算定要件となる職員が確認し、必要な指示等を行った場合は算定可能です。このとき、栄養士配置加算については通所により実際に食事提供がされない場合は算定できませんが、その他の加算については、代替的な支援の場合でも算定可能です。

延長支援加算については、A20 のとおり届出がされていない場合も柔軟な運用をお願いするところですが、8時間以上の営業時間において支援を行う等のその他の要件については、特例的な取扱いはありません。

なお、事業所を縮小し、一部の児童は通所により8時間以上の営業時間で支援を行い、一部の児童は営業時間外に電話等による代替的な支援をすることも考えられます。このような場合は要件を満たすものとして算定可能です。ただし、通所による8時間以上の営業時間における支援をしておらず、電話等による代替的な支援のみを行っている場合は算定できません。

※ 旧Q&AのQ15-3 及びA15-3 と同じ

Q6. 個別支援計画未作成減算、自己評価結果等未公表減算、開所時間減算、身体拘束廃止未実施減算についてはどのように取り扱うべきでしょうか。

A6. 個別支援計画未作成減算については、令和2年1月以前から減算に該当する要件が生じている場合、その状況が解消されるまで減算するものとします。ただし、2月以降に、新型コロナウイルス感染症への対応のため、個別支援計画の作成が困難となっている児童がいるため、新たに個別支援計画未作成減算の要件に該当した場合は、本減算を算定しないものとします。

自己評価結果等未公表減算については、令和2年1月以前から減算に該当する要件が生じている場合、その状況が解消されるまで減算になります。ただし、自己評価はおおむね1年に1回は実施することとしているところ、実施時期が2月以降に、新型コロナウイルス感染症への対応のため、自己評価が困難となっている場合は、本減算を算定しないものとします。

新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、開所時間を縮小している場合、開所時間減算は算定しないものとします。

身体拘束廃止未実施減算については、特例的な取扱いはありません。

※ 旧Q&AのQ15-4 及びA15-4 と同じ

Q7. 国民健康保険団体連合会に請求や審査を委託している場合で、加算や減算の特例的な扱いをする上で留意すべきことはありますか。

A7. 以下の加算については、臨時的な対応として、以下のとおり請求してください。

- ① 訪問支援特別加算を基本報酬と同日に算定する。
- ② 保育・教育等移行支援加算の「移行日」と「移行後算定日」を30日より離れた日付で算定する。

①については、提供実績記録票には、基本報酬を算定する日として入力し、該当日付の備考欄に、「訪問支援特別加算の算定要件を満たす相談援助の開始時間及び終了時間」を入力し、請求するようにしてください。

②については、支援を実施後に当初支援を予定していたサービス提供年月で請求してください。

なお、「移行日」には実際に移行した日を記入していただき、「移行後算定日」には「移行日」から 30 日以内の当初支援を予定していた日付を記入してください。その上で、請求明細書の摘要欄には実際の「移行後算定日」を記入するようにしてください。

例： 4/10 に移行。5/1 に支援予定。実際に支援したのは 6/30。この場合、「移行日」に 4/10。「移行後算定日」に 5/1。摘要欄には 6/30 を記入。

なお、本回答は公益社団法人国民健康保険中央会と協議済みであることを申し添えます。

※ 旧Q&AのQ15-5 及びA15-5 と同じ

(3) 代替的な支援の取扱い

Q 8. 「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第 2 報）」（令和 2 年 2 月 20 日付け事務連絡）や「新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての放課後等デイサービス事業所等の対応について」（その 3）（令和 2 年 2 月 28 日付け事務連絡）における「できる限りの支援」とは、具体的にはどのような支援を指すのですか。

A 8. 新型コロナウイルス感染症を予防するための欠席希望の場合で、事業所が居宅への訪問、音声通話、Skype その他の方法で児童の健康管理や相談支援などの可能な範囲での支援の提供を行ったと市町村が認める場合には、通常提供しているサービスと同等のサービスを提供しているものとして、報酬の対象とすることが可能です。

保育所等訪問支援については、従前から保育所等訪問支援を実施していた児童に限り、通常のと時の利用回数を限度として、新型コロナウイルス感染症を予防するための欠席希望の場合、居宅等への訪問、音声通話、Skype その他の方法で児童の健康管理や相談支援等のできる限りの支援の提供を行った場合にも報酬算定して差支えないものとします。

なお、障害児通所支援事業所が児童の健康管理や相談支援等を行うことは、家庭の孤立化防止や、支援が必要な状況になった際の適切な介入のきっかけとなる

ことから重要です。また、当該児童の円滑な通所等の再開のためにも、事業所と保護者、児童がコミュニケーションを継続することが望ましいと考えています。

具体的には、障害児とその保護者が安心して自宅にとどまっただけのよう、保護者の理解を得つつ、以下の例を参考に、個々の状況に応じた支援を実施していただきたいと考えています。

(具体的なサービス内容の例)

- ・ 自宅で問題が生じていないかどうかの確認
- ・ 児童の健康管理
- ・ 普段の通所ではできない、保護者や児童との個別のやりとりの実施
- ・ 今般の状況が落ち着いた後、スムーズに通所を再開できるようなサポート

また、こうした健康管理や相談支援を行うことにより通常のサービス利用とみなされ利用者負担が発生することについて保護者へ説明するとともに、単なる欠席連絡（その後の支援については不要と保護者の意向がある場合）については、サービス提供とはみなされないことに注意してください。

※ 旧Q&A（できる限りの支援について、保育所等訪問支援でも居宅等への訪問、音声通話、Skype その他の方法が含まれることを明示。）

Q16 「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取り扱いについて（第2報）（令和2年2月20日事務連絡）」によると、都道府県等の要請を受けて臨時休業している事業所であっても、居宅等においてできる限りの支援の提供を行ったと認められる場合は報酬の対象とすることができるということですか。

A16. お見込みのとおりです。また、事業所が居宅への訪問、感染の拡大を抑制するため、音声通話、Skype その他の方法で児童の健康管理や相談支援などの可能な範囲での支援の提供を行ったときは、通常提供しているサービスと同等のサービスを提供しているものとして、報酬算定を可能とすることができます。

こうした健康管理や相談支援を行うことにより通常のサービス利用とみなされ利用者負担が発生することについて保護者へ説明するとともに、単なる欠席連絡（その後の支援については不要と保護者の意向がある場合）については、サービス提供とはみなされないことに注意してください。

Q17. 「新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての放課後等デイサービス事業所等の対応について（その3）（令和2年2月28日事務連絡）」によると、「児童が新型コロナウイルスに感染することをおそれ、事業所を欠席する場合、児童の居宅等において健康管理や相談支援等のできる限りの支援の提供を行ったと市町村が認める場合は、通常提供しているサービスと同等のサービスを提供しているものとして、特例的に報酬の対象となります。」とありますが、具体的にはどのような支援を指すのですか。

A17. 新型コロナウイルス感染症を予防するための欠席希望の場合で、事業所が居宅への訪問、電話

その他の方法で児童の健康管理や相談支援などの可能な範囲での支援の提供を行ったと市町村が認める場合には、通常提供しているサービスと同等のサービスを提供しているものとして、報酬の対象とすることが可能です。

なお、放課後等デイサービス事業所が児童の健康管理や相談支援等を行うことは、家庭の孤立化防止や、支援が必要な状況になった際の適切な介入のきっかけとなることから重要です。また、当該児童の円滑な通所再開のためにも、事業所と保護者、児童がコミュニケーションを継続することが望ましいと考えています。

具体的には、障害児とその保護者が安心して自宅にとどまっただけできるよう、保護者の理解を得つつ、以下の例を参考に、個々の状況に応じた支援を実施していただきたいと考えています。

(具体的なサービス内容の例)

- ・ 自宅で問題が生じていないかどうかの確認
- ・ 児童の健康管理
- ・ 普段の通所ではできない、保護者や児童との個別のやりとりの実施
- ・ 今般の状況が落ち着いた後、スムーズに通所を再開できるようなサポート

Q19. 「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取り扱いについて（第2報）（令和2年2月20日事務連絡）」によると、新型コロナウイルス感染症対応のための臨時的な取り扱いとして、利用者の居宅等において健康管理や相談支援等のできる限りの支援の提供を行ったと市町村が認める場合に、通常提供しているサービスと同等のサービスを提供しているものとして報酬算定が可能とされていますが、保育所等訪問は事業の性質上、訪問先が休業している場合に同等のサービスを提供することは困難です。

たとえば居宅等を訪問して直接支援を行ったことをもって保育所等訪問支援の実施扱いで報酬算定することは可能ですか。

A19. 従前から保育所等訪問支援を実施していた児童に限り、前月の利用回数を限度として、居宅等において健康管理や相談支援等のできる限りの支援の提供を行った場合にも報酬算定して差支えないものとします。

Q9. Q8における「電話その他の方法」として、メールやLINE等のコミュニケーションアプリを活用することは可能でしょうか。

A9. A8のとおり、障害児通所支援が児童の健康管理や相談支援等を行うことは、家庭の孤立化防止や、支援が必要な状況になった際の適切な介入のきっかけとなることから重要です。また、当該児童の円滑な通所再開のためにも、事業所と保護者、児童がコミュニケーションを継続することが望ましいと考えています。

コミュニケーションの方法としてメール等を活用することについては、メール等では、保護者や本人の声や表情から思いを汲み取りながら、必要な助言などを行うことが困難あり、基本的には、支援は居宅への訪問や電話等（A8に示す方法）で行うことが望ましいと考えます。

一方で、放課後等デイサービス事業所における支援の状況を鑑み、放課後等デイサービスについては、例えば、日中児童を祖父母に預かってもらい保護者が出勤している場合など、保護者の事情により電話対応が困難でメール等による連絡を望む場合には、メール等による支援も報酬の対象として認めることとします。その場合であっても、電話等による支援と同様に、保護者の理解を得つつ、以下の例を参考に、個々の状況に応じた支援を実施していただきたいと考えています。

(具体的なサービス内容の例)

- ・ 自宅で問題が生じていないかどうかの確認
- ・ 児童の健康管理
- ・ 普段の通所ではできない、保護者や児童との個別のやりとりの実施
- ・ 今般の状況が落ち着いた後、スムーズに通所を再開できるようなサポート

以上のような内容について、保護者や児童への相談や、適宜個々に配慮した助言を行う。

支援はあくまで個々の状況に応じて行うものであることから、以下のような支援は報酬の対象としては認めません。

- ・ 同一の内容をメール等で利用者へ送信する。(同一の内容を送信した場合であったとしても、それに対する保護者からの返事に個別に対応した場合は報酬の対象と認める。)
- ・ 個別にメール等を送った後、保護者等から応答がなく、状況の把握を行わないままにしている。

※ 旧Q&A (できる限りの支援として、電話その他の方法は障害児通所支援全般が対象だが、メールやLINE等は放課後等デイサービスのみの取扱いである点を明示。)

Q17-2. Q17における「電話その他の方法」として、メールやLINE等のコミュニケーションアプリを活用することは可能でしょうか。

A17-2. A17のとおり、放課後等デイサービス事業所が児童の健康管理や相談支援等を行うことは、家庭の孤立化防止や、支援が必要な状況になった際の適切な介入のきっかけとなることから重要です。また、当該児童の円滑な通所再開のためにも、事業所と保護者、児童がコミュニケーションを継続することが望ましいと考えています。

コミュニケーションの方法としてメール等を活用することについては、メール等では、保護者や本人の声や表情から思いを汲み取りながら、必要な助言などを行うことが困難あり、基本的には、支援は居宅への訪問や電話等(A16に示す方法)で行うことが望ましいと考えます。

一方で、例えば、日中児童を祖父母に預かってもらい保護者が出勤している場合など、保護者の事情により電話対応が困難でメール等による連絡を望む場合には、メール等による支援も報酬の対象として認めることとします。その場合であっても、電話等による支援と同様に、保護者の理解を得つつ、以下の例を参考に、個々の状況に応じた支援を実施していただきたいと考えています。

(具体的なサービス内容の例)

- ・ 自宅で問題が生じていないかどうかの確認
- ・ 児童の健康管理
- ・ 普段の通所ではできない、保護者や児童との個別のやりとりの実施
- ・ 今般の状況が落ち着いた後、スムーズに通所を再開できるようなサポート

以上のような内容について、保護者や児童への相談や、適宜個々に配慮した助言を行う。

支援はあくまで個々の状況に応じて行うものであることから、以下のような支援は報酬の対象としては認めません。

- ・ 同一の内容をメール等で利用者へ送信する。(同一の内容を送信した場合であったとしても、それに対する保護者からの返事に個別に対応した場合は報酬の対象と認める。)
- ・ 個別にメール等を送った後、保護者等から応答がなく、状況の把握を行わないままにしている。

Q10. メール等によるやりとりは日をまたぐ場合も想定されます。この場合の報酬の算定はどのようにすれば良いでしょうか。

A10. メール等による支援に対する一連のやりとりをもって、支援の提供がなされたものと考えますので、日をまたいで保護者等から応答があっても、1日の報酬として算定してください。事業所からの再度のメール等が翌日以降になったとしても、当初の支援に付随する単なる挨拶のやりとりなどは、2日目の報酬としては認められません。(1日目にのみ報酬として算定。)

なお、メール等による支援の報酬の算定日は、支援のやりとりを開始した日としてください。

※ 旧Q&AのQ17-3と同じ

Q11. 利用者から、通常のサービスが提供されない状況で利用者負担をすることに抵抗があり、児童や保護者への継続的な支援が困難となっていますが、利用者負担への支援等はありませんか。

A11. 代替的な支援を行ったときにも利用者負担が発生することになりますので、Q8のとおり、まず、代替的な支援を行うことにより通常のサービス利用とみなされ利用者負担が発生することについて保護者へ説明が必要になります。

A9にも記したように代替的な支援は、普段の通所によるサービスとは異なった、かつ、様々な形態があることや児童の発達にとって重要であることに鑑み、児童と保護者への継続的な支援が一層取り組まれるように、放課後等デイサービスに係る代替的な支援に係る利用者負担について、市町村が利用者に代わって事

業所に支払った場合に、当該費用の2分の1を補助することなどを内容とした事業（「特別支援学校等の臨時休業に伴う放課後等デイサービスへの支援等事業」）を令和2年度第1次補正予算に計上しています。

また、令和2年度第2次補正予算においても、代替的支援に係る利用者負担について、市町村が利用者に代わって事業所に支払った場合に、当該費用の2分の1を補助する事業（「特別支援学校等の臨時休業に伴う放課後等デイサービスの代替的支援事業」）を計上したところです。

※ 旧Q&A

Q17-4. 利用者から、通常のサービスが提供されない状況で利用者負担をすることに抵抗があり、児童や保護者への継続的な支援が困難となっているが、利用者負担への支援等はないのか。

A17-4. 代替的な支援を行ったときにも利用者負担が発生することになりますので、Q16のとおり、まず、代替的な支援を行うことにより通常のサービス利用とみなされ利用者負担が発生することについて保護者へ説明が必要になります。

A17-2にも記したように代替的な支援は、普段の通所によるサービスとは異なった、かつ、様々な形態があることや児童の発達にとって重要であることに鑑み、児童と保護者への継続的な支援が一層取り組まれるように、代替的な支援に係る利用者負担について、市町村が利用者に代わって事業所に支払った場合に、当該費用の2分の1を補助する事業（「特別支援学校等の臨時休業に伴う放課後等デイサービスへの支援等事業」）を、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（令和2年4月7日閣議決定）において、令和2年度補正予算案として計上することとしています。

補正予算が成立された後、詳細は別途お知らせします。

Q12. 放課後等デイサービスの通常の支援の提供に代えて、利用者の居宅等において健康管理や相談支援等のできる限りの支援の提供を行った場合、放課後等デイサービスではなく居宅訪問型児童発達支援の実施扱いで報酬算定することは可能ですか。

A12. 居宅訪問型児童発達支援事業所として指定を受けていなければ、居宅訪問型児童発達支援としての報酬を算定することはできません。

なお、新型コロナウイルス感染症のために居宅訪問型児童発達支援を利用する必要が生じる障害児が増加することが想定されることから、そうした児童から居宅訪問型児童発達支援のサービス利用の希望があった場合には、本Q&AのQ14、Q16等を参考に、支給決定等における柔軟な取扱いの配慮をお願いいたします。

※ 旧Q&A

Q19-5. 放課後等デイサービスの通常の支援の提供に代えて、利用者の居宅等において健康管理や相談支援等のできる限りの支援の提供を行った場合、放課後等デイサービスではなく居宅訪問型

児童発達支援の実施扱いで報酬算定することは可能ですか。

A19-5. なお、新型コロナウイルス感染症のために居宅訪問型児童発達支援を利用する必要がある障害児が増加することが想定されることから、そうした児童から居宅訪問型児童発達支援のサービス利用の希望があった場合には、本Q&AのQ2、Q3、Q6等を参考に、支給決定等における柔軟な取り扱いの配慮をお願いいたします。

(4) 支給決定その他の取扱い

Q13. 新型コロナウイルスの感染拡大状況によっては、学校等が臨時休業することがあります。このようなとき、家庭の状況等によっては障害児通所支援の利用ニーズが増大することも想定されますが、支給決定（支給量の変更を含む。以下同じ。）に当たっての判断基準はありますか。

A13. 新型コロナウイルスの感染が拡大した地域において学校等が臨時休業する場合の放課後等デイサービス及び児童発達支援の運営に係る考え方は、「新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての障害児通所支援事業所の対応について」（令和2年4月2日付け事務連絡）にお示ししており、その他の障害児通所支援についてもこの内容を踏まえた対応をお願いします。

当該事務連絡では、必要な者に支援が提供されないということがないようにしていただくことを求めており、様々な事情により自宅等で1人で過ごすことができない児童の居場所づくり等の観点も含め、柔軟に支給決定を行っていただきますようお願いいたします。

※ 旧Q&A（学校の一斉臨時休業を念頭に置いたQ&Aのため再編集。）

Q1. 今般の一斉臨時休業に伴い、放課後等デイサービスの利用ニーズが増大することが想定されますが、支給決定（支給量の変更を含む。以下同じ）に当たっての判断基準はありますか。

A1. 今般の放課後等デイサービスの開所要請は、様々な事情により自宅等で1人で過ごすことができない児童の居場所づくりとしての性質を持つものです。

支給決定に当たっては、今般の措置が2月28日付文部科学事務次官通知「新型コロナウイルス感染症対策のための小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における一斉臨時休業について（通知）」の「1 保健管理に関すること」にある考え方を前提としつつ、自宅で1人で過ごすことが困難な児童もいることが考えられることから実施することとしたことを念頭に置き、支給決定の決定を行っていただきますようお願いいたします。

2月28日付文部科学事務次官通知「新型コロナウイルス感染症対策のための小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における一斉臨時休業について（通知）（抄）
（保健管理に関すること）

- 1 新型コロナウイルス感染症の感染の拡大を防止するための臨時休業であるという趣旨を児童生徒に理解させ、人の集まる場所等への外出を避け、基本的に自宅で過ごすよう指導すること。

Q14. 学校等の臨時休業その他新型コロナウイルスに関する理由により、急遽、支給決定の支給量を超えて、障害児通所支援を利用する必要がある場合、支給量を超えて利用することは可能ですか。

A14. 可能です。児童福祉法第21条の5の8第2項に、市町村の職権により行う通所給付決定の変更についての規定があるので参考としてください。

また、学校が臨時休業をするなど、市町村内で多くの障害児が支給量を超えて利用する必要がある場合は、市町村の裁量において、支給量の増減に当たって保護者等からの申請を省略し、職権で行う取扱いとしていただいて差支えありません。

なお、緊急対応を要する時期が経過した後は、可及的速やかに障害児支援利用計画の見直しを行ってください。

※ 旧Q&A

Q3. 支給決定の支給量を超えて、放課後等デイサービスを利用することは可能ですか。

A3. 可能です。またその際、市町村の裁量において、支給量の増減に当たって保護者等からの申請を省略し、職権で行う取扱いとしていただいて差支えありません。

緊急対応を要する時期が経過した後は、可及的速やかに障害児支援利用計画の見直しを行ってください。

なお、児童福祉法第21条の5の8第2項に、市町村の職権により行う通所給付決定の変更についての規定があるので参考としてください。

Q15. 学校等の臨時休業その他新型コロナウイルスに関する理由により、急遽、障害児通所支援を利用する必要がある場合、事業所と契約を結んでいない児童の受け入れを可としても構いませんか。

契約事業所と同一法人の別事業所でサービス提供を受ける場合はどうですか。

A15. 指定権者の裁量において、契約に当たって本来必要な最低限の手続きを事後的にさせていただく取扱いとして差支えありません。

また、新型コロナウイルスの感染状況を踏まえ、手続きに支障がなくなったときは、速やかに契約を結んでいただきますようお願いいたします。

※ 旧Q&A

Q 5. 事業所と契約を結んでいない児童の受け入れを可としても構いませんか。

契約事業所と同一法人の別事業所でサービス提供を受ける場合はどうですか。

A 5. 今般の措置に伴う社会的な要請の高さに鑑み、指定権者の裁量において、契約に当たって本来必要な最低限の手続きを事後的にさせていただき取扱いとして差支えありません。

Q16. 学校等が臨時休業その他新型コロナウイルスに関する理由により、急遽、指定申請上のサービス提供日やサービス提供時間を変更する必要があるとき、運営規定等の変更をせずサービス提供することは可能ですか。

A 16. 本来は運営規程等を変更する必要がありますが、必要な届け出を事後的に行うことを認める等、柔軟なサービス提供が可能となるよう、配慮をお願いいたします。

ただし、利用者の混乱を避けるため、利用者全員に対して変更の周知を行っていただきますようお願いいたします。

※ 旧Q&A

Q 6. 指定申請上のサービス提供日やサービス提供時間を変更してサービス提供することは可能ですか。

A 6. 本来は運営規程等を変更する必要がありますが、必要な届け出を事後的に行うことを認める等、柔軟なサービス提供が可能となるよう、配慮をお願いいたします。

ただし、利用者の混乱を避けるため、利用者全員に対して変更の周知を行っていただきますようお願いいたします。

Q17. 新型コロナウイルスの感染拡大防止等のため、あらかじめ届け出た場所と別の場所でサービス提供を行うことはできますか。

A 17. 可能として差支えありません。柔軟なサービス提供が可能となるよう、必要な届け出を省略することも差し支えありません。

※ 旧Q&A

Q 7. あらかじめ届け出た場所と別の場所でサービス提供を行うことはできますか。

A 7. 可能として差支えありません。柔軟なサービス提供が可能となるよう、必要な届け出を省略することも差し支えありません。

Q18. 新型コロナウイルスの感染拡大防止等のため、指定申請時に届け出ていた職員が同一法人内で別事業所へ出勤したり、急遽新たな職員を雇用して支援を行う場合、体制届等の変更を省略してもよい取扱いにしても差支えありませんか。

A18. 指定権者の裁量において、新型コロナウイルスの感染拡大防止等のため緊急の対応が必要なときは、本来必要な届出を事後的に行うことを認める等の取扱いとしていただいても差支えありません。

※ 旧Q&A

Q8. 指定申請時に届け出ていた職員が同一法人内で別事業所へ出勤したり、急遽新たな職員を雇用して支援を行う場合、体制届等の変更を省略してもよい取扱いにしても差支えありませんか。

A8. 指定権者の裁量において、今般の緊急対応に当たって本来必要な届出を事後的に行うことを認める等の取扱いとしていただいても差支えありません。

Q19. 学校等が臨時休業するなどして長時間の支援が必要となったとき、事業所の受入体制で午前のみ、又は午後のみしか受入ができない場合に、1人の児童が午前と午後にそれぞれ1か所ずつ、1日に2カ所の事業所を利用することができますか。

A19. やむを得ないと認められる場合は差支えありませんが、あらかじめ事業所間で調整し、請求を行う事業所はどちらか1か所のみとしてください。

事業所間の調整に当たっては、上限額管理事業者において利用者の利用状況を把握していただく等、重複請求が生じないよう都道府県等による周知をお願いします。

なお、事業所間の協議により、いずれか1か所の事業所に支払われた報酬について、事業所間の協議により按分等の方法で分配していただくことは可能です。

※ 旧Q&A

Q9. 事業所の受入体制で午前のみ、又は午後のみしか受入ができない場合に、1人の児童が午前と午後にそれぞれ1か所ずつ、1日に2カ所の事業所を利用することができますか。

A9. やむを得ないと認められる場合は差支えありませんが、あらかじめ事業所間で調整し、請求を行う事業所はどちらか1か所のみとしてください。

事業所間の調整に当たっては、上限額管理事業者において利用者の利用状況を把握していただく等、重複請求が生じないよう都道府県等による周知をお願いします。

なお、事業所間の協議により、いずれか1か所の事業所に支払われた報酬について、事業所間の協議により按分等の方法で分配していただくことは可能です。

Q20. 報酬算定に当たって事前の届出が必要な加算について、届出をせずに請求を行うこととしても差支えありませんか。

A20. 指定権者の裁量において、学校等の臨時休業その他新型コロナウイルスに関する理由により、緊急の必要があるときに、本来必要な届出を事後的に行うことを認める等の取扱いとしていただいて差支えありません。このとき、指定権者においては、指定事業所の台帳情報を更新して加算算定可能にしておく必要がある点に御留意ください。

特に、学校が臨時休業をする地域では、通常の営業時間と異なる時間のサービス提供を行うケースが多くなると考えられることから、延長支援加算の適用についてはご配慮ください。

※ 旧Q&A

Q10. 報酬算定に当たって事前の届出が必要な加算について、届出をせずに請求を行うこととしても差支えありませんか。

A10. 指定権者の裁量において、今般の緊急対応に当たって本来必要な届出を事後的に行うことを認める等の取扱いとしていただいて差支えありません。このとき、指定権者においては、指定事業所の台帳情報を更新して加算算定可能にしておく必要がある点に御留意ください。

特に、今般の緊急措置では、通常の営業時間と異なる時間のサービス提供を行うケースが多くなると考えられることから、延長支援加算の適用についてはご配慮ください。

2 学校等が臨時休業するときの柔軟な取扱い

Q21. 「緊急事態措置を実施すべき区域の指定の解除に伴う放課後等デイサービス事業所の対応について（その2）」（令和2年5月28日付け事務連絡）における学校休業日単価の取扱いの適用の終了の日以降、再度、新型コロナウイルスの感染防止対策のため、学校が臨時休業を行う場合、当該学校に通う児童が利用する放課後等デイサービス事業所は、学校休業日単価を適用することとしてよいでしょうか。

A21. 差し支えありません。なお、この場合の学校休業日単価の取扱いは、学校が臨時休業を開始した日から適用することになります。

Q22. 学校休業日単価となることにより、1日の開所時間が6時間未満の場合は開所時間減算が発生しますが、通常どおり適用しますか。

A22. 開所時間減算については基本的に通常どおり適用されるべきですが、職員配置や利用に係る調整を行う必要があると考えられることから、市町村の判断により開所時間減算を適用しない取扱いを適用しても差し支えありません。

※ 旧Q&A

Q11. 休業日報酬となることにより、1日の開所時間が6時間未満の場合は開所時間減算が発生しますが、通常どおり適用しますか。

A11. 開所時間減算については基本的に通常どおり適用されるべきですが、職員配置や利用に係る調整を行う必要があると考えられることから、令和2年度の学校の開始までの間は、市町村の判断により開所時間減算を適用しない取扱いを適用しても差し支えありません。

Q23. 学校が分散登校になったときの学校休業日単価の取扱いは、「緊急事態措置を実施すべき区域の指定の解除に伴う放課後等デイサービス事業所の対応について」（令和2年5月15日付け事務連絡）や「緊急事態措置を実施すべき区域の指定の解除に伴う放課後等デイサービス事業所の対応について（その2）」（令和2年5月28日付け事務連絡）等のとおりでしょうか。

A23. 貴見のとおりとなります。

※ 旧Q&AのQ12に相当。学校の一斉臨時休業を念頭においたQ&Aであったため、また、分散登校の取扱いを新たに示したため、再編集。

※ 旧Q&A（学校の一斉臨時休業を念頭に置いたQ&Aのため、5月に新たに示した分散登校の取扱いを踏まえ、再編集。

Q12. 休業となった学校が、「新型コロナウイルス感染症対策のための小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における一斉臨時休業について（通知）（2月28日文部科学事務次官通知）」に基づき必要最小限の人数に絞って登校させ、その後、放課後等デイサービスを利用した場合、基本報酬は授業終了後と休業日のどちらとして扱いますか。

また、休業となった学校において、卒業式などの特定の行事の参加者のみ登校可能となった場合の取扱いはどうなりますか。

A12. 教育委員会が当該日を学校休業日として定めていたならば、必要最小限の人数に絞って登校させた場合や、特定の行事の参加者のみ登校可能とした場合であっても、学校休業日として報酬を請求してください。

Q24. 学校の臨時休業に伴いサービス利用量が増加したことにより、保護者の利用料が増えたことに対する公的支援はありますか。

A24. 令和2年度第1次補正予算で、「特別支援学校等の臨時休業に伴う放課後等デイサービスへの支援等事業」を計上しています。

本事業は、都道府県等の判断により、特別支援学校等が臨時休業を実施した場合には、放課後等デイサービスの利用の増加が見込まれることから、追加的に生じた以下の①から④のサービス提供に係る利用者負担について市町村が補助する場合に、かかる経費の2分の1を国庫補助することなどを内容としています。

- ① 学校休業に伴い新たに支給決定を受けた児童の利用により報酬が増加した分
- ② 学校休業以前から支給決定を受けていた児童について、学校休業に伴うサービス利用増が生じ、報酬が増加した分
- ③ 学校休業以前から支給決定を受けていた児童について、報酬単価が平日単価から学校休業日単価に切り替わることにより報酬が増加した分
- ④ 事業所が長時間の開業を行い、早朝開所による延長支援加算の算定単位の増が生じ、報酬が増加した分

※ 旧Q&A

Q10-2. 学校の臨時休業に伴いサービス利用量が増加したことにより、保護者の利用料が増えたことに対する公的支援はありますか。

A10-2. 3月10日に決定された「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策—第2弾—」に基づき、学校の一斉臨時休業により、3月2日から春休みの開始までの間の放課後等デイサービス利用量が増加したことに伴う利用料の増加額相当について、全額国庫補助することとしています。

具体的には、以下に該当する利用者負担です。

- ① 今般の学校休業に伴い新たに支給決定を受けた児童の利用により報酬が増加した分

- ② 今般の学校休業以前から支給決定を受けていた児童について、学校休業に伴うサービス利用増が生じ、報酬が増加した分
- ③ 今般の学校休業以前から支給決定を受けていた児童について、報酬単価が平日単価から学校休業日単価に切り替わることにより報酬が増加した分
- ④ 事業所が長時間の開業を行い、早朝開所による延長支援加算の算定単位の増が生じ、報酬が増加した分

本補助の円滑な実施のため、都道府県等は、管内事業所に対し、3月サービス提供分について、あらかじめ事業者へ、上記①～④の経費に係る児童ごとに切り分けを依頼してください。（「特別支援学校等の臨時休業に伴う放課後等デイサービス支援事業」の補助対象経費の切り分け計算シートの提供について（令和2年3月30日付け事務連絡）においてお示しした計算シートを御活用ください。）

また、保護者に3月分の利用料を請求する際には、学校臨時休業がなかった場合の利用料（一般的には、当初から3月に予定していた利用分に相当する利用料）のみを請求していただき、保護者の負担感軽減に配慮した取扱いとしていただけますようお願いいたします。

Q10-3. 保護者の利用料が増えたことに対する公的支援は、4月以降も継続するのでしょうか。

A10-3. 4月7日に閣議決定された「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」に基づき、「特別支援学校等の臨時休業に伴う放課後等デイサービスへの支援等事業」を令和2年度補正予算案として計上することとしています。

本事業は、都道府県等の判断により、特別支援学校等が臨時休業を実施した場合には、放課後等デイサービスの利用の増加が見込まれることから、追加的に生じた以下の①から④のサービス提供に係る利用者負担について市町村が補助する場合に、かかる経費の2分の1を国庫補助することなどを内容としています。

- ① 学校休業に伴い新たに支給決定を受けた児童の利用により報酬が増加した分
- ② 学校休業以前から支給決定を受けていた児童について、学校休業に伴うサービス利用増が生じ、報酬が増加した分
- ③ 学校休業以前から支給決定を受けていた児童について、報酬単価が平日単価から学校休業日単価に切り替わることにより報酬が増加した分
- ④ 事業所が長時間の開業を行い、早朝開所による延長支援加算の算定単位の増が生じ、報酬が増加した分

本事業により、利用者負担の増加分については3月に引き続き支援ができますが、都道府県及び市町村の負担が生じる点に御留意ください。補正予算が成立された後、詳細は別途お知らせします。

Q25. 学校の臨時休業に伴い、放課後等デイサービス事業所の人員配置等が整わない中で、医療的ケア児等、感染症のリスクが高い児童を含め、児童の受け入れが求められる場合も想定されますが、人員配置等が整っていないことを理由に、受け入れる児童の数を少なくしたり、事業を休業することができますか。

A25. 可能です。

※ 旧Q&A（2段落目以降は学校の全国一斉臨時休業時を想定した記載のため再編集。）

Q20. 熱があるなど、体調が悪い児童について、受入れを拒否することができますか。

また、医療的ケア児等、感染症のリスクが高い児童について、受け入れ態勢が整っていないことを理由に受け入れを拒否することができますか。

それらのいずれでもないが、受入れのための職員体制が整っていないと考えられる場合はどうですか。

A20. 「社会福祉施設等（入所施設・居住系サービスを除く。）における感染拡大防止のための留意点について（令和2年2月24日事務連絡）」においてお示ししているとおり、風邪の症状や37.5度以上の発熱、その他強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）などの新型コロナウイルス感染症のおそれがある症状がある児童については、受入れをお断りしていただきますようお願いいたします。

それ以外の場合については、原則として受入れていただきたいと考えますが、児童の安全や支援の質の担保が十分に確保できないおそれがあると事業所が判断した場合には、やむを得ず受入れをお断りすることもあり得ると考えます。

3 その他

Q26. 今後、地域の感染が拡大した場合や、緊急事態宣言が出された場合も開所をした方がよいのでしょうか。

A26. 緊急事態宣言が出された地域における障害福祉サービス等事業所の対応については、「緊急事態宣言後の障害福祉サービス等事業所の対応について」（令和2年4月7日付け事務連絡）により示しています。感染が拡大した場合も含め、当該事務連絡に十分留意の上で御対応をお願いします。

※ 旧Q&A

Q4-2. 緊急事態宣言が出された場合も開所をした方がよいのでしょうか。

A4-2. 緊急事態宣言が出された地域においては、「緊急事態宣言後の障害福祉サービス等事業所の対応について」（令和2年4月7日付け事務連絡）を十分留意の上で御対応をお願いします。

Q27. 熱があるなど、体調が悪い児童について、受入れを拒否することができますか。

A27. 「社会福祉施設等（入所施設・居住系サービスを除く。）における感染拡大防止のための留意点について（令和2年2月24日事務連絡）」においてお示しているとおり、体調が悪い児童については受入れをお断りしていただきますようお願いいたします。

判断の目安としては「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」の改訂について」（令和2年5月11日付け事務連絡）の以下の内容を参考にしてください。

2. 帰国者・接触者相談センター等に御相談いただく目安

○ 少なくとも以下のいずれかに該当する場合には、すぐに御相談ください。（これらに該当しない場合の相談も可能です。）

☆ 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合

☆ 重症化しやすい方（※）で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合
（※）高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方

☆ 上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合

（症状が4日以上続く場合は必ずご相談ください。症状には個人差がありますので、強い症状と思う場合にはすぐに相談してください。解熱剤などを飲み続けなければならない方も同様です。）

※ 旧Q&A

Q20. 熱があるなど、体調が悪い児童について、受入れを拒否することができますか。

また、医療的ケア児等、感染症のリスクが高い児童について、受け入れ態勢が整っていないことを理由に受け入れを拒否することができますか。

それらのいずれでもないが、受入れのための職員体制が整っていないと考えられる場合はどうですか。

A20. 「社会福祉施設等（入所施設・居住系サービスを除く。）における感染拡大防止のための留意点について（令和2年2月24日事務連絡）」においてお示ししているとおり、風邪の症状や37.5度以上の発熱、その他強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）などの新型コロナウイルス感染症のおそれがある症状がある児童については、受入れをお断りしていただきますようお願いいたします。

それ以外の場合については、原則として受入れていただきたいと考えますが、児童の安全や支援の質の担保が十分に確保できないおそれがあると事業所が判断した場合には、やむを得ず受入れをお断りすることもあり得ると考えます。

Q28. 新型コロナウイルス感染症の影響で、例年であれば学校が夏季休業等の長期休業になる期間において、学びの保障のために授業を行う場合があります。この場合、授業終了後に放課後等デイサービスを利用するときは授業終了後の単価を適用することとしてよいでしょうか。

また、事業所によっては、授業が無い児童と、授業終了後に利用する児童が混在することが想定されますが、その場合には、学校休業日単価を適用することとしてよいでしょうか。

A28. 新型コロナウイルス感染症の影響で、例年であれば長期休業になる期間において、学校が授業を実施する場合、その実施日や授業時間は各市町村の教育委員会又は学校ごとに決めることになると承知しています。これにより、学校の授業が無い児童と、授業終了後に利用する児童が混在することが想定されます。

このように、学校の授業がない児童と、夏季休業期間中の授業終了後に利用する児童が混在する場合でも、地域ごとに定められた夏季休業期間であれば、学校休業日単価を適用することとします。

また、異なる地域の学校に通っているために、夏季休業期間が児童によって違っている場合には、今般の新型コロナウイルス感染症の影響への対応の観点から、特例的な取扱いとして、一番早く夏季休業が始まり、一番遅く夏季休業が終了する期間に合わせて、学校休業日単価を設定することとします。

なお、この場合は特別支援学校等の臨時休業に伴う対応ではないことから、「特別支援学校等の臨時休業に伴う放課後等デイサービス支援等事業」の対象とはなりませんので、ご注意ください。

なお、旧Q & Aに掲載されていたものの、本Q & Aで削除したQ & Aは以下のとおりになります。

- ・ Q 2（現時点で取扱いを示す必要がないため削除。）
- ・ Q 4（学校の一斉臨時休業時の要請に係るQ & Aのため削除。）
- ・ Q 18（学校の一斉臨時休業時に即した様式のため削除。）

※ 旧Q & A

Q 2. 障害児支援の支給決定を受けていない児童が放課後等デイサービスを利用する場合、通常どおり支給申請を行う必要がありますか。

A 2. 児童福祉法第 21 条の 5 の 4 に定める特例障害児通所給付費の制度により支給決定を行うことが可能です。

（参考）障害児通所給付費に係る通所給付決定事務等について（令和元年 7 月 1 日）

第 4 特例障害児通所給付費等 I 特例障害児通所給付費等

Q 4. 「新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての放課後等デイサービス事業所等の対応について（令和 2 年 2 月 27 日事務連絡）」によると、「開所時間については可能な限り長時間とするなどの対応をお願いすること」とありますが、具体的に何時間以上の開所を求めるべきですか。

A 4. 具体的な定めはありませんが、今般の取扱いは、自宅等で 1 人で過ごすことができない児童の受け皿としての開所であることを鑑み、感染の予防に留意した上で、可能な限り長時間の開所をするよう要請をお願いします。

Q 18. 事業所における受入可能人数等の情報を、教育委員会や福祉部局で把握できていません。どのように対応すればよろしいですか。

A 18. 学校の臨時休業時における事業所の対応状況について、一部自治体では事前照会を行って把握していますので、参考例として別添調査票を紹介します。

新型コロナウイルス感染症防止のための小学校の臨時休業等の事業所の代替サービス等の区分について

項目	欠席時対応加算	代替的に提供したサービス	感染防止対策のためのレスパイト支援の提供
根拠	児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準 (平成24年3月14日厚生労働省告示第122号)	新型コロナウイルス感染症にかかる障害福祉サービス等事業の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第2報)等 (令和2年2月20日事務連絡)	特別支援学校等の臨時休業に伴う放課後等デイサービス支援等事業実施要綱 (令和2年3月13日障発0313第5号) 特別支援学校等の臨時休業に伴う放課後等デイサービス支援事業の実施について」の一部改正について (令和2年5月13日障発0513第3号)
事業所の収入	報酬(加算のみ)	報酬(基本単位等)	補助金
金額	加算の請求940円 (94単位×(例)10円) 月4回まで ※重心型放課後等デイは、条件により月8回まで加算可能	休業日単価での請求(単位×(例)10円) 【一般 定員10人の場合】 区分1 7,920円 区分2 7,300円 【重心型 定員5人の場合】 20,360円	国の交付要綱提示後、決定
事業所の休業・開業	開業	休業/開業	休業/開業
事例	予め放課後等デイサービス利用を予定した日に急病等によりその利用を中止した場合	①都道府県等の要請をうけて臨時休業をしている事業所で、居宅等においてできる限りの支援の提供を行ったと認められる場合 ②事業所が感染の拡大を抑制するため、音声通話、Skipeその他の方法で児童の健康管理や相談支援など可能な範囲での支援の提供を行った場合 (通常提供しているサービスと同等のサービスを提供していると認められる場合)(4/28版QA問16)	①学校の臨時休業に伴って、保護者と障害児が長時間居宅で過ごす必要が生じた場合 ②感染を恐れて放課後等デイ事業所の欠席が続いている場合等
支援方法	電話等	①居宅への訪問 ②音声通話、Skipeその他の方法 ③メール	居宅への訪問、レスパイトの提供
要件	放課後等デイ従業者が就学児又はその家族等との連絡調整その他の相談援助を行うとともに当該就学児の状況、相談援助の内容等を記録した場合に加算	放課後等デイの健康管理や相談支援等は、家庭の孤立化防止支援が必要な状況になった際の適切な加入のきっかけとなることから重要。また、円滑な通所再開のためにも、事業所と保護者、児童がコミュニケーションを継続することが望ましい。障害児と保護者が安心して自宅にとどまれるよう保護者の理解を得つつ次の支援を実施する。	サービス提供事業所の職員等、当該障害児の預かりが可能と事業実施者が判断した者が、居宅を訪問して保護者のレスパイト等を提供する事業にかかる経費を補助

項目	欠席時対応加算	代替的に提供したサービス	感染防止対策のためのレスパイト支援の提供
要件	<p>急病等によりその利用を中止した日の前々日、前日又は当日に中止の連絡があった場合に算定可能</p> <p>連絡調整、相談支援については、電話等により当該障害児の状況を確認し引き続き利用を促すなどの相談援助を行うとともに当該相談援助の内容を記録することであり、直接の面会や自宅への訪問等を要しない。</p>	<p>(具体的なサービス例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自宅で問題が生じていないかどうかの確認 ・児童の健康管理 ・普段の通所ではできない保護者や児童との個別のやりとりの実施 ・今般の状況が落ち着いた後、円滑に通所再開できるサポート (4/28版QA問17) <p>メール等の活用は声や表情から思いをくみ取りながら必要な助言を行うことは困難だが、保護者の事情によりメールを望む場合は報酬の対象として認める。(4/28版QA問17-2)</p>	<p>電話等による代替的な支援を受けている児童も対象になる。(5/13版QA問6)</p> <p>放課後等デイサービス事業所以外の職員派遣も可能。ただし、必要な情報は引き継いでおく。(5/13版QA問8)</p>
制度の趣旨を踏まえた指導上の留意点	<p>右記の要件を満たすもの以外は、基本的に欠席時対応加算となる。</p>	<p>健康管理や相談支援を行うことにより利用者負担が発生することについて保護者へ説明すること (元年度) (4/28版QA問16)</p> <p>単なる欠席連絡 (その後の支援について不要と保護者の意向がある場合は認めない (4/28版QA問17-2))</p> <p>メールについて</p> <p>①同一の内容をメール等で利用者へ送信する場合は認めない。(ただし、同一メール送信であっても保護者からの返信に個別対応した場合は算定可能)</p> <p>②個別にメール等を送った後、保護者等から応答がなく、状況の把握を行わないままとしている場合は認めない。</p> <p>③支援のやりとりを開始した1日目のみ算定 (4/28版QA問17-2)</p>	<p>放課後等デイサービスの職員が家庭を訪問してサービスを提供する場合、明らかにレスパイト等の提供のみの実施である場合を除き、放課後等デイの提供として取り扱う。(レスパイトの事業と放課後等デイの訪問を同日にはできない。)</p> <p>障害児の支援を行うことを基本とし、保護者の負担を減らすために必要となる支援は広く対象とする。</p> <p>有資格者が行う必要がある行為 (医療的ケアなど) は有資格者を派遣する。 (5/13版QA問6)</p>

○特別支援学校の臨時休業に伴う保育所等訪問支援の特例について

訪問先が休業している場合	従前から保育所等訪問支援を実施していた児童に限り、前回の利用回数を限度として、居宅等において健康管理や相談支援等のできる限りの支援の提供を行った場合にも報酬算定して差し支えない。
--------------	---

○特別支援学校の臨時休業に伴う居宅訪問型児童発達支援の特例について

放課後等デイの代替の支援として行った場合	居宅訪問型児童発達支援の指定をうけている事業所であれば、利用者の居宅等で健康管理、相談支援等のできる限りの支援を行った場合は算定可能
----------------------	--

(代替サービスに係る関係通知、国Q & A等抜すい)

○ 基準等に係る柔軟な取扱いについて

障害福祉サービス等の提供の継続性の観点から、以下のいずれかの場合において、事業所等での通所支援に代わり、事業所等ができる限りの支援の提供を行っている場合、通常提供しているサービスと同等のサービスを提供しているものとして、報酬の対象として算定することを可能とします。

- ① 都道府県等から休業の要請を受けて休業している場合
- ② 事業所の設置地域で感染が確認されており、職員や利用者に感染する恐れがある場合等、通所での支援を避けることがやむを得ない場合
- ③ 利用者が新型コロナウイルスに感染することを恐れ、事業所に通所ができない場合

※関係通知

「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第3報）」（令和2年3月10日付厚生労働省事務連絡）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000606875.pdf>

○ 放課後等デイサービス関係通知

「新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての放課後等デイサービス事業所等の対応について（その3）」（令和2年2月28日付け事務連絡）

このたび小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等について一斉臨時休業が要請されたことに鑑み、特別支援学校等に在籍する障害のある幼児児童生徒（以下「幼児児童生徒」という。）が利用する事業所においては、「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第2報）（令和2年2月20日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）」においてお示ししている、「障害福祉サービス等の提供の継続性の観点から、サービス事業所の設置地域で感染が確認されており、職員や利用者に感染するおそれがある場合等」については、幼児児童生徒が新型コロナウイルスに感染することをおそれ、事業所を欠席する場合を含むこととし、幼児児童生徒の居宅等において健康管理や相談支援等のできる限りの支援の提供を行ったと市町村が認める場合には、通常提供しているサービスと同等のサービスを提供しているものとして、特例的に報酬の対象とする旨を周知すること。事業所においては、こういった措置を活用し、幼児児童生徒の受け入れを積極的に行っていただきたい。

○代替的に提供したサービスの取扱い 国Q&A（4月28日版）

Q16. 「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第2報）（令和2年2月20日事務連絡）」によると、都道府県等の要請を受けて臨時休業している事業所であっても、居宅等においてできる限りの支援の提供を行ったと認められる場合は報酬の対象とすることができるということですか。また、新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての放課後等デイサービス事業所の対応として、上記「居宅等においてできる限りの支援の提供」を行った場合、加算の取扱はどうなりますか。

A16. お見込みのとおりです。また、事業所が居宅への訪問、感染の拡大を抑制するため、音声通話、Skype その他の方法で児童の健康管理や相談支援などの可能な範囲での支援の提供を行ったときは、通常提供しているサービスと同等のサービスを提供しているものとして、報酬算定を可能とすることができます。

こうした健康管理や相談支援を行うことにより通常のサービス利用とみなされ利用者負担が発生することについて保護者へ説明するとともに、単なる欠席連絡（その後の支援については不要と保護者の意向がある場合）については、サービス提供とはみなされないことに注意してください。

Q17. 「新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての放課後等デイサービス事業所等の対応について（その3）（令和2年2月28日事務連絡）」によると、「児童が新型コロナウイルスに感染することをおそれ、事業所を欠席する場合、児童の居宅等において健康管理や相談支援等のできる限りの支援の提供を行ったと市町村が認める場合は、通常提供しているサービスと同等のサービスを提供しているものとして、特例的に報酬の対象となります。」とありますが、具体的にはどのような支援を指すのですか。

A17. 新型コロナウイルス感染症を予防するための欠席希望の場合で、事業所が居宅への訪問、電話その他の方法で児童の健康管理や相談支援などの可能な範囲での支援の提供を行ったと市町村が認める場合には、通常提供しているサービスと同等のサービスを提供しているものとして、報酬の対象とすることが可能です。

なお、放課後等デイサービス事業所が児童の健康管理や相談支援等を行うことは、家庭の孤立化防止や、支援が必要な状況になった際の適切な介入のきっかけとなることから重要です。また、当該児童の円滑な通所再開のためにも、事業所と保護者、児童がコ

コミュニケーションを継続することが望ましいと考えています。

具体的には、障害児とその保護者が安心して自宅にとどまっていただけのように、保護者の理解を得つつ、以下の例を参考に、個々の状況に応じた支援を実施していただきたいと考えています。

(具体的なサービス内容の例)

- ・ 自宅で問題が生じていないかどうかの確認
- ・ 児童の健康管理
- ・ 普段の通所ではできない、保護者や児童との個別のやりとりの実施
- ・ 今般の状況が落ち着いた後、スムーズに通所を再開できるようなサポート

Q17-2. Q17 における「電話その他の方法」として、メールや LINE 等のコミュニケーションアプリを活用することは可能でしょうか。

A17-2. A17 のとおり、放課後等デイサービス事業所が児童の健康管理や相談支援等を行うことは、家庭の孤立化防止や、支援が必要な状況になった際の適切な介入のきっかけとなることから重要です。また、当該児童の円滑な通所再開のためにも、事業所と保護者、児童がコミュニケーションを継続することが望ましいと考えています。

コミュニケーションの方法としてメール等を活用することについては、メール等では、保護者や本人の声や表情から思いを汲み取りながら、必要な助言などを行うことが困難あり、基本的には、支援は居宅への訪問や電話等（A16 に示す方法）で行うことが望ましいと考えます。

一方で、例えば、日中児童を祖父母に預かってもらい保護者が出勤している場合など、保護者の事情により電話対応が困難でメール等による連絡を望む場合には、メール等による支援も報酬の対象として認めることとします。その場合であっても、電話等による支援と同様に、保護者の理解を得つつ、以下の例を参考に、個々の状況に応じた支援を実施していただきたいと考えています。

(具体的なサービス内容の例)

- ・ 自宅で問題が生じていないかどうかの確認
- ・ 児童の健康管理
- ・ 普段の通所ではできない、保護者や児童との個別のやりとりの実施
- ・ 今般の状況が落ち着いた後、スムーズに通所を再開できるようなサポート

以上のような内容について、保護者や児童への相談や、適宜個々に配慮した助言を行

う。

支援はあくまで個々の状況に応じて行うものであることから、以下のような支援は報酬の対象としては認めません。

- ・ 同一の内容をメール等で利用者へ送信する。(同一の内容を送信した場合であったとしても、それに対する保護者からの返事に個別に対応した場合は報酬の対象と認める。)
- ・ 個別にメール等を送った後、保護者等から応答がなく、状況の把握を行わないままにしている。

Q17-3. メール等によるやりとりは日をまたぐ場合も想定されます。この場合の報酬の算定はどのようにすれば良いでしょうか。

A17-3. メール等による支援に対する一連のやりとりをもって、支援の提供がなされたものと考えますので、日をまたいで保護者等から応答があっても、1日の報酬として算定してください。事業所からの再度のメール等が翌日以降になったとしても、当初の支援に付随する単なる挨拶のやりとりなどは、2日目の報酬としては認められません。(1日目にのみ報酬として算定。) なお、メール等による支援の報酬の算定日は、支援のやりとりを開始した日としてください。

Q17-4. 利用者から、通常のサービスが提供されない状況で利用者負担をすることに抵抗があり、児童や保護者への継続的な支援が困難となっているが、利用者負担への支援等はないのか。

A17-4. 代替的な支援を行ったときにも利用者負担が発生することになりますので、Q16のとおり、まず、代替的な支援を行うことにより通常のサービス利用とみなされ利用者負担が発生することについて保護者へ説明が必要になります。A17-2にも記したように代替的な支援は、普段の通所によるサービスとは異なった、かつ、様々な形態があることや児童の発達にとって重要であることに鑑み、児童と保護者への継続的な支援が一層取り組まれるように、代替的な支援に係る利用者負担について、市町村が利用者へ代わって事業所に支払った場合に、当該費用の2分の1を補助する事業(「特別支援学校等の臨時休業に伴う放課後等デイサービスへの支援等事業」)を、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」(令和2年4月7日閣議決定)において、令和2年度補正予算案として計上することとしています。補正予算が成立された後、詳細は別途お知らせします。

特別支援学校等の臨時休業に伴う放課後等デイサービス支援等事業の実施について

項目		補助対象	実施主体	負担割合	留意事項
学校休業対策	① 放課後デイの代替支援の利用料	本来は放課後等デイサービス事業所に児童を通所させてサービスを行うところ、学校が臨時休業する中で、コロナ感染防止対策のためサービス提供事業所が電話等による代替的な方法で提供するサービスを利用したと都道府県が認めた「代替支援」にかかる利用者負担分	都道府県	国1/2 府1/4 市町村1/4	期間限定 臨時休業中のみ 対象限定 放デイのみ
	② サービス増加分報酬差額の利用料	臨時休業開始前から支給決定を受けていた児童であって、臨時休業に伴い利用予定日数より多くのサービスを利用したと都道府県知事が認めた「報酬差額」にかかる利用者負担分 新たに支給決定を受けた児童であって、臨時休業が終了した後に想定される利用予定日数より多くのサービスを利用したと都道府県知事が認めた「報酬差額」にかかる利用者負担分			
	③ 休業日切替分報酬差額の利用料	臨時休業開始前から支給決定を受けていた児童、新たに支給決定を受けた児童について、放課後等デイサービス基本報酬単価が授業終了後の単価から学校休校日単価に切り替わることにより増加した増加した「報酬差額」にかかる利用者負担分			
	④ 延長支援加算の利用料	臨時休業に伴って営業時間前の支援時間が増加した児童について、当該営業時間前の支援により算定した延長支援加算の算定単位数が、臨時休業開始前より増加したと都道府県が認めた「延長支援加算」にかかる利用者負担分			
	⑤ レスパイト支援の提供	臨時休業に伴って保護者と障害児が長時間居宅で過ごす必要が生じた世帯に対し、サービス提供事業所の職員等、当該障害児の預かりが可能と事業実施者が判断した者が、居宅を訪問して保護者のレスパイト等を提供する事業にかかる経費(レスパイトの提供職員は放課後デイ職員に限定されず幅広く認められる)			
感染防止対策	⑥ 福祉タクシー費用	感染症に罹患するおそれが強い医療的ケア児等が、障害児通所支援事業所への通所に困難が生じているときに、通所支援事業所が福祉タクシーを利用して送迎する場合の費用	都道府県 又は 市町村	国1/2 都道府県 又は 市町村1/2	期間限定無し 対象は障害児通所 支援事業 全般

障発0313第5号
令和2年3月13日
【一部改正】令和2年5月13日障発0513第3号

各 都道府県知事 殿

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部長
(公 印 省 略)

特別支援学校等の臨時休業に伴う放課後等デイサービス支援等事業の実施について

令和2年2月27日に小学校・中学校・高等学校・特別支援学校への一斉臨時休業の要請がなされたことに伴い、保護者が仕事を休めない場合に自宅等で1人で過ごすことができない児童がいる世帯における放課後等デイサービスの利用の増に対する財政支援を目的とし、今般、別紙のとおり「特別支援学校等の臨時休業に伴う放課後等デイサービス支援事業」を新たに定め、令和2年3月2日から実施することとしました。

貴職においては、御了知の上、管内市区町村等（政令指定都市、中核市を含む。）に対し、本事業について周知及び事業の促進を図っていただく等、特段の配慮をお願いします。

(別紙)

特別支援学校等の臨時休業に伴う放課後等デイサービス支援等事業実施要綱

1 事業の目的

令和2年2月27日に示された小学校・中学校・高等学校・特別支援学校への一斉臨時休業の要請を始めとした新型コロナウイルスの感染拡大防止のための小学校・中学校・高等学校・特別支援学校への臨時休業（以下「臨時休業」という。）の要請に伴い、保護者が仕事を休めない場合に自宅等で1人で過ごすことができない児童がいる世帯において放課後等デイサービスの利用が増加することが考えられることから、障害福祉サービス等報酬（以下「報酬」という。）の増加による利用者負担の増加について市町村が行う補助に都道府県が補助を行う事業等に対して国庫補助を行う。

2 実施主体

この事業の実施主体は以下のとおりとする。

4（1）、（2）、（3）及び（4） 都道府県

4（5）及び（6） 都道府県又は市町村

3 事業の対象

「4 事業の内容」において実施した事業。ただし、報酬の対象となる障害福祉サービス等は令和2年4月1日から提供されたものに限る。

4 事業の内容

（1）本来は放課後等デイサービス事業所（以下「サービス提供事業所」という。）に児童を通所させてサービスを行うところ、特別支援学校等が臨時休業する中で、新型コロナウイルスの感染防止対策等のため、サービス提供事業所が電話等による代替的な方法で提供するサービスを利用したと都道府県が認めたものについて、都道府県が実施した次の事業。

- ・ サービス提供事業所が支給決定保護者に対して利用料を請求する場合であって、当該利用料の全額を市町村が負担することとした場合に、当該負担額の4分の3を都道府県が補助する事業

（2）臨時休業開始前から障害児通所支援給付費の支給決定（以下「支給決定」という。）を受けていた児童であって、臨時休業に伴い令和2年3月当初の利用予定日数より多くのサービスを利用したと都道府県が認めたもの及び臨時休業に伴い新たに支給決定を受けた児童であって、臨時休業が終了した後に想定される利用予定日数より多くのサービスを利用したと都道府県が認めたものについて、利用の増に伴い増加した報酬の差額

(以下「サービス増加分報酬差額」という。)について都道府県が実施した次の事業。

新型コロナウイルス感染防止対策の推進の一環として、支給量の増減に係る手続きを自治体裁量により省略できるとされており、本項はこの特例を用いて支給決定日数より多くのサービスを利用した場合を想定しているが、手続きを省略することなく支給日数を増やした場合や、従前から支給決定より少ない日数のみ利用していた児童が支給決定日数の範囲内でサービス利用を増やした場合についても、同様に従前との差額について補助対象として差支えない。

なお、臨時休業に伴う発生したサービスの増を補助対象としていることから、対象となる利用日は平日であることを想定しているが、サービス利用の態様は多様であることから、都道府県が臨時休業に伴うものと認める場合には、休日の利用分を対象とすることも差支えない。

- ・ サービス提供事業所が支給決定保護者に対して利用料を請求する場合であって、請求総額のうちサービス増加分報酬差額に係る額を市町村が負担することとした場合に、当該負担額の4分の3を都道府県が補助する事業

(3) 臨時休業開始前から支給決定を受けていた児童及び臨時休業に伴い新たに支給決定を受けた児童について、放課後等デイサービスの基本報酬単価が授業終了後の単価から学校休業日単価に切り替わることにより増加した報酬の差額(以下「休業日切替分報酬差額」という。)について都道府県が実施した次の事業

- ・ サービス提供事業所が支給決定保護者に対して利用料を請求する場合であって、請求総額のうち休業日切替分報酬差額に係る額を市町村が負担することとした場合に、当該負担額の4分の3を都道府県が補助する事業

(4) 臨時休業に伴って営業時間前の支援時間が増加した児童について、当該営業時間前の支援により算定した児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成24年厚生労働省告示第122号。以下「報酬告示」という。)別表第3の10に定める延長支援加算(以下「延長支援加算」という。)の算定単位数が臨時休業開始前より増加したと都道府県が認めたものについて都道府県が実施した次の事業

- ・ サービス提供事業所が支給決定保護者に対して利用料を請求する場合であって、請求総額のうち延長支援加算に係る額を管内市町村が負担することとした場合に、その4分の3を都道府県が補助する事業

(5) 臨時休業となった場合であって、サービス提供事業所の休業等に伴い保護者と障害児が長時間居宅で過ごす必要が生じた世帯に対し、休業中のサービス提供事業所の職員等当該障害児の預かりが可能と事業実施者が判断した者が、居宅を訪問して保護者のレスパイト等を提供する事業に対して都道府県又は市町村が補助を行う事業。

(6) 新型コロナウイルス感染防止対策等に伴い、人工呼吸器を装着している児童その他の

日常生活を営むために医療を要する状態にある児童等の特に感染症に罹患するおそれが高い児童（以下「医療的ケア児等」という。）が、放課後等デイサービス等の障害児通所支援事業所（以下「通所支援事業所」という。）への通所に困難が生じているときに、通所支援事業所が福祉タクシーを利用して送迎する場合の費用を都道府県又は市町村が補助する事業。

事業の実施方法としては、例えば以下のような方法が考えられるが、実施主体の判断でこれ以外の方法により実施することも差し支えない。

- ① 実施主体において、福祉タクシー券を用意し、医療的ケア児等の人数や延べ利用日数等を勘案して通所支援事業所に福祉タクシー券を配布する。
- ② 通所支援事業所は、あらかじめ医療的ケア児等の保護者（以下「保護者」という。）に福祉タクシー券を渡しておく。
- ③ 保護者は、居宅から事業所の最寄り駅（通常の送迎の際の集合場所）まで、福祉タクシーを利用し、福祉タクシー券を使用して精算する。
- ④ 保護者は、福祉タクシー券の半券を通所支援事業所の職員に渡し、通所支援事業所は、利用実績を実施主体に報告する。

福祉タクシー券の利用対象となる送迎は、通所支援事業所と居宅までの送迎や居宅から事業所の最寄り駅（通常の送迎の際の集合場所）等までとするなど、送迎加算（報酬告示別表第1の11に定める送迎加算をいう。）の取扱いと同様とする。

5 個人情報の保護

事業に携わる者は、事業により知り得た個人情報等を漏らしてはならないものとする。また、事業終了後及びその職を退いた後も同様とする。

なお、上記4に定める事業を実施する都道府県又は市町村が、事業の全部又は一部を委託する場合は、個人情報の保護を十分に遵守させるように指導しなければならない

6 経費の補助

国は、本事業の対象経費について、別に定める交付要綱に基づき、予算の範囲内で補助するものとする。

7 実施に当たっての留意事項

- (1) 本実施要綱において都道府県が認めるとされているものについて、都道府県が認める場合は、管内の各市町村が個別に認めるものとしても差支えない。
- (2) 補助対象経費の算定に当たり、明確な経費の算定や切り分けが困難な場合は、都道府県が認める適切な方法で算定を行うこととして差支えない。
- (3) 4の(1)、(2)、(3)及び(4)について、都道府県又は市町村による補助に当たってはサービス提供事業者による代理受領を原則とするが、やむを得ない場合は、支給決定保護者に対する償還払いでも差支えない。

事 務 連 絡
令和 2 年 6 月 3 日

都道府県 障害児支援主管部（局） 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

「特別支援学校等の臨時休業に伴う放課後等デイサービス支援等事業」の
実施に係るQ & Aについて（6月3日版）

令和2年5月13日付け事務連絡「「特別支援学校等の臨時休業に伴う放課後等デイサービス支援等事業」の実施に係るQ & Aについて」の別紙1のQ3において後日お示しすることとしていた、利用者負担額の算出方法や複数の事業所間での上限額との調整方法について取りまとめるなど、Q & Aの加筆修正を行ったところですので、事業の実施に当たっては御留意いただくとともに、管内市町村にも周知をお願いします。

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課 障害児・発達障害者支援室障害児支援係 T E L : 03-5253-1111 (内線 3037, 3102) F A X : 03-3591-8914 E-mail : shougaijishien@mhlw.go.jp
--

「特別支援学校等の臨時休業に伴う放課後等デイサービス支援等事業」の実施に係るQ & A
(今回追加箇所は下線)

■ 総論

Q 1 本事業では、利用者負担額の補助やレスパイト等を提供する事業については、特別支援学校等が臨時休業しており、かつ、放課後等デイサービス事業を利用している障害児等のみが対象となり、福祉タクシーの利用を補助する事業についてはこのような要件はないが、どのような考え方で対象者要件を定めているのか。

A 1 放課後等デイサービスによる支援は、家庭の孤立化防止や、支援が必要な状況になった際の適切な介入のきっかけとなることから重要と考えている。利用者負担額の補助は、特別支援学校等が臨時休業することで放課後等デイサービスの利用回数の増加が見込まれることや、代替的な支援により児童と保護者への継続的な支援が一層取り組まれるようにする必要があることから行うものである。

レスパイト等を提供する事業についても、特に家庭における保護者等の負担が増加している場合を対象とした。

一方、福祉タクシーの利用の必要性は、新型コロナウイルス感染症に罹患するおそれが高い医療的ケア児等について、通常の送迎に困難が生じている場合を想定している。このため、放課後等デイサービス事業だけでなく、児童発達支援事業及び医療型児童発達支援事業に通所する場合も対象としており、特別支援学校等の臨時休業等とは必ずしも関連しないことから、放課後等デイサービス事業を利用している障害児等以外も対象としている。

Q 2 本事業では、福祉タクシーの費用を補助する事業を除き、学校等が臨時休業をしている場合が対象となるが、学校等を一部休業として、分散登校をしているような場合も、臨時休業をしているものと理解してよいか。

A 2 お見込みのとおり。

Q 2-1 学校等の休業に係る取り扱いは「緊急事態措置を実施すべき区域の指定の解除に伴う放課後等デイサービス事業所の対応について(その2)」(令和2年5月28日付け事務連絡)及び「緊急事態措置を実施すべき区域の指定の解除に伴う放課後等デイサービス事業所の対応について(その2)」に係るQ & A(令和2年6月3日付け事務連絡)等で示されているが、本事業の実施要綱4の(1)から(5)別に、同事務連絡にある終了の日との関係を示されたい。

A 2-1 実施要綱4の(1)は代替的支援に係る利用者負担額を補助するものだが、これは、「緊急事態措置を実施すべき区域の指定の解除に伴う放課後等デイサービス事業所の対応について(その2)」に係るQ & A(令和2年6月3日付け事務連絡)に示すとおり、終了の日以降も本事業の対象となる。また、実施要綱4の(5)のレスパイト等を提供する事業についても同様の趣旨から本事業の対象となる。

実施要綱4の(2)、(3)及び(4)は、学校等が休業することで事業所に通所する

日数や時間が増加することに伴い生じる利用者負担額への補助であることから、学校休業日単価の特例的な取扱いの終了の日以降は本事業の対象とならない。

(参考)「緊急事態措置を実施すべき区域の指定の解除に伴う放課後等デイサービス事業所の対応について(その2)」(令和2年5月28日付け事務連絡)(抜粋)

- ・ 学校休業日単価の取扱いの適用の終了については、放課後等デイサービスの運営に直接影響があることから、地域の全ての学校が通常通りの登校となってから一定程度(1~2週間)の期間をおいた上で終了することし、終了の日については、あらかじめ都道府県又は市町村において定めること。

■ 放課後等デイサービスの利用者負担額の補助について

Q3 本事業では、代替的支援やかかり増し経費に係る利用者負担額が補助対象額になるとあるが、当該額を利用者に請求しない場合、事業所は、利用者負担額について、利用者に請求する分と市町村に請求する分を分けて管理する必要がある。また、利用者が複数の事業所を利用している場合は複数の事業所間で利用者負担額の調整が必要になるが、どのように行うことになるのか。

A3 利用者負担額の算出方法や複数の事業所間での上限額との調整方法について 別途整理してお示しする。別紙2のとおりまとめたので参照されたい。

Q4 サービス増加分報酬差額の補助について、3月以降に新たに利用した者は、臨時休業が終了した後に想定される利用予定日数より多くのサービスを利用した場合が対象となるが、想定される利用予定日数は障害児サービス利用計画案を新たに提出してもらう必要はあるのか。

A4 利用者及び放課後等デイサービス事業所等の負担を鑑み、障害児サービス利用計画案を新たに提出させる必要はなく、事業所と利用者間で、臨時休業が終了した後に想定される利用予定日数を協議し、その日数を事業所から市町村に報告すれば足りるものとする。

■ レスパイト等を提供する事業について

Q5 レスパイト等を提供する事業は、利用している放課後等デイサービス事業所が休業していない児童は対象にはならないのか。

A5 本事業は、学校等が臨時休業になった場合であって、放課後等デイサービス事業所を利用している児童が所属する世帯で、保護者と児童が長時間居宅で過ごす必要が生じている場合が対象となるため、放課後等デイサービス事業所が休業していることは必ずしも要件ではない。休業している場合のほか、新型コロナウイルスに感染することをおそれ、事業所の欠席が続いている場合等も対象と考えられる。

Q 6 レスパイト等を提供する事業は、利用している放課後等デイサービス事業所が休業しているものの、電話等による代替的な支援を受けている児童は対象になるのか。

A 6 対象として差し支えない。なお、利用している放課後等デイサービス事業所の職員が家庭を訪問してサービスを提供する場合、本事業によるレスパイト等を提供する事業と放課後等デイサービス事業所の代替的な支援を訪問して提供することの区別ができないことも想定される。このような場合、明らかにレスパイト等の提供のみの実施である場合を除き、放課後等デイサービスの提供として取り扱われたい。(レスパイト等を提供する事業と放課後等デイサービス事業として行う訪問を同日に提供することは基本的に想定していない。)

Q 7 レスパイト等を提供する事業において提供できるサービスやできないサービスはあるのか。

A 7 保護者の居宅において障害児の支援を行うことを基本とするが、保護者の負担を減らすために必要となる支援は広く対象として差し支えない。ただし、当然ながら各種法令の規定は遵守する必要があるので、例えば医療的ケアを行う場合は、看護師等の有資格者を派遣する必要があること等は留意されたい。

Q 8 レスパイト等を提供する事業は、利用している放課後等デイサービス事業所の職員しか派遣できないのか。

A 8 利用する障害児の支援ができる者であれば、必ずしも利用している放課後等デイサービス事業所の職員が訪問する必要はない。ただし、本事業は保護者の負担軽減を目的とするものであることから、あらかじめ放課後等デイサービス事業所から当該障害児の特性等の必要な情報は引き継ぎ、保護者から必要以上の説明を求めないよう配慮されたい。

■ 福祉タクシーの費用を補助する事業について

Q 9 医療的ケア児等の対象者の要件は実施主体が定めるのか。

A 9 お見込みのとおり。事業を実施する都道府県又は市町村において適切に定めることになる。

Q 10 放課後等デイサービス等では、医療行為に係る判定スコア表で8点以上になる障害児が一定数いる場合に看護職員加配加算を算定できるが、本事業の対象者も判定スコア表で8点以上になる障害児を対象者として定めて差し支えないか。

A 10 本事業は医療的ケア児等を対象とするものであり、日常生活を営むために医療を要する状態であれば、必ずしも看護職員加配加算の判定スコア表で8点以上になる障害児のみを対象とする必要はない。

Q11 新型コロナウイルス感染防止対策等に伴い、通常の送迎に困難が生じている場合はどのような場合が対象となるのか。

A11 以下のようなケースを想定しているが、これ以外にも地域のニーズを踏まえて定めて差し支えない。

- ・ 通常の集合場所まで公共交通機関を利用しており、感染防止のため、公共交通機関の利用を控えているような場合。
- ・ 普段送迎している保護者が新型コロナウイルスの影響により送迎できないが、当該保護者以外の家族等では医療的ケア児等を集合場所まで送迎することが困難な場合。
- ・ 事業所の送迎ルート of 都合から、事業所の送迎車両に長時間乗車することを求めざるを得ず、感染の恐れから利用控えをしている場合。

Q12 地域の福祉タクシー会社と協議したが、実施要綱に記載されたような運用は困難であった。地域の福祉タクシー会社で取扱いがある福祉タクシー券の運用に合わせて事業の実施方法を検討しても差し支えないか。

A12 差し支えない。事業の目的外利用が生じないようにした上で、具体的な事業の実施方法は実施主体において検討いただきたい。

Q13 福祉タクシー券を購入して配布するのではなく、事業所で福祉タクシーを利用したときにかかった費用を補助するような実施方法も可能か。

A13 差し支えない。

Q14 本事業では、福祉タクシーの手配は誰が行うのか。

A14 事業の趣旨を踏まえると、基本的には事業所が行うことが考えられるが、利用者が居宅から利用するような場合、利用者が手配した方が効率的な場合も考えられるので、利用者と事業所の利便性を考慮して、実施方法について、実施主体が決めて差し支えないものとする。

Q15 福祉タクシーの利用について、タクシー券で支払うのは定額までとして、差額は事業所又は利用者に負担を求めるなどの取扱いは可能か。

A15 可能である。

Q16 集合場所からの帰路において、利用者に福祉タクシー券を渡して、降車時に福祉タクシー券を使ってもらえるような運用も可能か。

A16 可能である。

Q17 福祉タクシー券を利用して居宅から事業所まで送迎したとき、送迎加算を算定することは可能か。

A17 居宅から集合場所までのように、通常は事業所の送迎を行っていない経路について福祉タクシーを利用した場合、福祉タクシー券の利用をしつつ、集合場所から事業所までの送迎（通常も事業所の送迎を行っている経路）について送迎加算を算定することは可能である。

一方、居宅から事業所まで福祉タクシーを利用した場合は、同じ一つの支援について公費が重複することとなるため、福祉タクシー券の利用と、送迎加算の算定のいずれかを行うこととするので、実施主体において、このような場合の福祉タクシー券の利用の可否についてあらかじめ定められたい。